

大日本教育會長從四位勳三等辻新次閣下

翌二十四年四月二十二日、宮内省より大日本教育會に對し、左の御沙汰があつた。

御 沙 汰 書

思召を以て金五百圓下賜候事

明治二十四年四月二十二日

宮 内 省

會の光榮は之に止らず、翌年二月、更に宮内省より、雉橋御料地七百八十四坪と所在建物を、そつくり下附されたのである。

教育費國庫補助問題と箝口訓令

こゝまでは頗ぶる順調であつたが、明治二十五年六月の評議員會に於て「過般開かれた全國教育聯合會出席者中に、教科書肆と醜關係ありとの風評を傳へられた者がある。教育社會の威信に關するものと思ふから、事實の調査を行つては如何」との提議あり。清廉、潔癖なる先生は、會長としての責任上、晏如たるを得ずとの理

由で、辭表を提出されたが、會員多數の希望で、再び先生は止むを得ず會長に就任、問題は無事落着した。

その問題はそれで落着したが、翌二十六年、教育會は更に困つた問題にぶつゝ、かつたのである。

それは外でもない。大日本教育會で調査所究中の「小學校教育費國庫補助の件」に就いて、教育會と井上文部大臣との間に、意見の相違を來し、同年十月、井上文相は、訓令第十一號を以て、箝口令を布いたのである。

しかも、それが動機となつて、有栖川總裁宮殿下には、御都合により總裁御辭退を仰出され、名譽會員の中からも辭任者が續出、さしも隆昌を極めた大日本教育會も、創立以來、未だ曾て遭遇せざる大打撃を被つたのである。

抑も教育費國庫補助問題は、改正教育令以來の大問題で、同教育會は勿論、民間教育團體にとつて、極めて重大なる關係を有する重大事で、先生の最も心を痛めた大問題でもあつた。

事は、明治五年、新學制實施の際に端を發する。當時政府では、生徒の月謝を以

て其の經費に充てさせる積りであつたが、それだけでは覺束なからうといふので、政府から補助金を與へる事とし、明治六年一月八日の太政官布達を以て、其の年の小學校扶助金二十九萬三千五百二十七圓を支出したのである。

爾來この小學扶助金は、明治十三年まで繼續されたが、改正教育令の時に中止となり、その代りに、各地方廳をして補助を繼續せしめたのであるが、教育費負擔の増加する割合に、補助額はさつぱり増加しないので、止むを得ず兒童の月謝の値上げを行ひ、之によりて生ずる增收を以て、僅かに其の不足額を補ふといふ有様であつた。それが爲めに、學齡兒童の就學率が、著しく減退の傾向を示したので、小學校教育費國庫補助の復活を要求する聲が、明治二十四五年頃から、盛んに各地方に起つて來たのである。

そこで中央では、伊澤修二氏の一派が、國立教育期成同盟會を起して議會に迫り大日本教育會もまた、教育會の輿論を代表して、政府に肉迫する事になつた矢先、報知新聞紙上、井上文部大臣の意見として、教育費國庫補助反對論が發表されたのである。

井上氏はいふ。

「授業料制の施行は困難なりと雖も、當分止むべからず。余は、頃日、授業料を軽くし、併せて教師の地位をも固うせんが爲め、せめて首席教員の月俸にても國庫より支辨せんと欲し、其の計畫を立てたるに、無慮百九十萬圓の巨額を要す。我國今日の事情より察すれば、此の百九十萬圓にても、到底國庫に求むべきにあらず、況んや是に幾倍すべき普通教育をや。」

それだけならまだよかつた。井上文相はその後につゞけて、假りに餘裕があつたとしても、他にもつと重要な問題があるから、小學教育費の方へそれを向ける事は不賛成だといふ意味が書いてあつたので、それが端なくも一般教育界に非常な衝動を與へ、遂に大日本教育會の大問題になつたのである。

當時、會長たる先生は、既に文部次官を辭して野に下り、極めて自由な立場にあつた上に、會の幹部にも、西村貞、杉浦重剛、日下部三之助等の如き錚々たる闘士が揃つて居たのだからたまらない。

「相手が文部大臣であらうが、誰であらうが、正論を吐くに遠慮する必要がどこ

にあるか。」

「その爲めには、正面衝突も敢えて辭しない。」といふ意氣込み。しせん會内の空氣も緊張する。

果然、攻撃の第一聲は、明治二十六年九月九日、大日本教育會創立記念會の席上、先づ辻會長によりて擧げられたのである。

先生は、例の莊重な口調で、最近發表された文政關係の問題に就いて、二三、嚴正なる批判を加へた後

「小學教育費國庫支辨、又は補助の急務なることは、多言を要しない。

今や滿天下の輿論である。それに反對するなどといふ事は、常識上、考へられぬ事だ。當局は一日も早く、其の實際方法として、教員俸給費の支辨を可とするか、それとも補助を可とするか。それを端的にきめて貰ひたい。」

と痛論した。

續いて起つたのは伊澤修二氏である。

氏は、新聞に掲げられた井上文相の意見を朗讀した後で

「苟くも文部大臣ともあらう者が、こんな事をいふとは驚くの外はない。

宜しく大臣に面會して、本當にこんな事を新聞記者に話したかどうかを確認して、改めて、會員諸氏に報告すべしだ。」

と叫び、憤慨と昂奮のうちに、當日の記念會は閉會となつた。

それが早くも井上文相の耳にも入つたものと見える。文相は事態容易ならずと思つたが、翌月の末、左の如き訓令を發して、教育者の言論に大鐵槌を加へたのである。

文部省訓令第十一號

北海道廳府縣

教員は政論の外に立つべきものに因り、學校教員たるものは、明治二十二年十月九日文部省訓令、明治二十五年十二月十五日内訓の旨を注意する事を怠らざるべし。

教育の名稱に於ける團體にして、純粹なる教育事項の範圍の外に出で、教育上又は其の他の行政に涉り、時事を論議し、政治上の新聞雜誌を發行する時は、一種

の政論を爲す者と認めざるを得ず。其の團體は、法律上の手續を履み、相當なる正論の自由あると否とに拘らず、學校教員たる者の職務上の義務は、此等團體の會員たるを許さざる者とす。

明治二十六年十月二十八日

文部大臣 井上 毅

これが即ち世に謂ふ所の箝口訓令なるものであつて、この訓令が出ると同時に、有栖川總裁宮殿下が、御都合により總裁を御辭退遊ばされ、多數の名譽會員も續々退會してしまつたのである。

これにはさすがの先生も、當惑の外はなかつた。此の訓令が出た以上、會としては、たとひそれが教育に關する重大な問題であつても、政府の行政や、政治に關する限り、一切それに觸れる事が出来なくなつたのだ。

「そんな馬鹿な話はない。」と肩臂怒らして見た處で、泣く子と地頭には勝たれないのが定法だ。大日本教育會は、止むを得ず、せつかく油ののつて來た教育運動を中止すると同時に、直ちに總集會を開いて幹部の大更迭を行ひ、豫て會で調査中の諸問題中、此の訓令に觸れる虞れある左の三件を撤回したのである。

一、小學校教育費國庫補助の件

一、中等教育制度の件

一、中央教育議會施設方法の件

所が、おさまらないのは會員の腹の虫だ。中にも不平滿々たる日下部三之助氏は、總集會の席上、再び「小學校教員年功加俸國庫補助法の實施に關する決議案」を提出したが、これまた前記の訓令に牴觸するの故を以て撤回を餘儀なくされ、先生は再び責任を負うて辭表を提出したが、會員の切なる慰留により留任と決つて、同事件も一先づ落着、表面はどこまでも教育會の慘敗に終つたが、問題の「小學校教員年功加俸國庫補助の件」は、三年後の明治二十九年、帝國議會に提出され、滞りなく議會を通過、その年の三月から實施になつたから、實質的には勝利であつたとも言へる。

その要綱は

一、尋常高等小學校正教員並に準教員で、五ヶ年以上同一の小學校に勤續して居る者には、政府の支出金を以て年功加俸を給與すること。

二、その率は、最初の五ヶ年勤績者には、本俸の百分の十五を給與する事とし、その後五ヶ年を加ふる毎に、更に百分の十を加へ、百分の三十五に至つて止むこと。

といふのであつて、會の主張にかゝる高等教育會議、實業教育獎勵と共に、とも角も三つの大きな仕事が付いた譯である。

大日本教育會長を辭す

爾後、明治二十九年に至るまで、前後十數年間、先生は依然として大日本教育會長の任にあつたが、同年十一月、第十三回の總集會の席上、辭意を表明、後任會長として近衛篤磨公爵を推薦した。

「本會の使命、一層重且つ大を加ふる時である。事業を擴張し、時運の進歩に伴はしむる爲には、宜しく徳望名譽ある大人物を會長に迎へなければならぬ。それには、今回新たに本會の名譽會員となられた近衛公爵が、最も適任だと思ふ。願はくば諸君の御賛同を経て、満場一致公爵を會長に推薦したい。」

先生の言々句々には、會を思ふ至誠があふれて居た。肝付兼行氏が起つて、口を極めて辻會長の功績を頌した後、此の際、辻會長の意志を尊重して、満場一致、近衛公を會長に推薦しては如何と圖り、大多數の賛同を得て、近衛公爵が、新たに大日本教育會長に就任された。

同年十二月二十日、臨時總集會が開かれ、西村貞氏等二十五名の建議にかゝる會則の改正が討議され、可決確定の結果、會名を帝國教育會と改めた。

同月二十四日の常議員會で、伊澤修二氏を會長とする國家教育社と合同、會員の數もいよゝ増加したが、明治三十一年五月、近衛公爵は、公私多忙の故を以て會長を辭任されたので、嘉納治五郎氏が新たに會長に選ばれたが、これまた辭退お鉢は加藤弘之氏にまはつたが、會員多數の希望と認め難いといふ理由で謝絶され、會長は一時空席となつて居た。尾崎文部大臣の口禍事件は、會長缺員中の出來事で、それが爲めに尾崎氏は辭職し、犬養毅が新たに文部大臣となつた。

尾崎文相の演説中、問題になつた部分は、實に左の數點であつた。

尾崎氏は、國民が漸く拜金の風に染まりつゝあるを慨歎、攻撃し、かくては其の

弊の及ぶ所容易ならざるを説き、政治に例をとつて、拜金の結果、金錢に左右されるに至れば、立憲政体とか、共和政体とかは維持されてゆかないとして、希臘、羅馬の衰亡を例にとり、更に進んで、日本の選舉とアメリカの選舉とを較べて、金錢の勢力はいづれが強いか。人、往々にしてアメリカの選舉の腐敗をいふけれども、必ずしもさうでない。アメリカにも金錢を以て奪ふべからざる思想を持つて居るものが非常に多いといふ事を縷々陳述した後

「それが多いが爲めに、君主のなき立憲政体、則ち共和政体といふ、最も動搖し易き政体ですらも、甘くいつて居ります。若し金錢の勢力が強ければ、直ちに全体を買収してしまひますれば、共和政体はごうでも崩す事もでき、動かす事もでき、ごうでも勝手に出来るのであります。

是れに反して、君主といふ柱が立つて居りますると、金錢の力で、まさかに君主を買収する譯にはまわりませぬが故に、君主制の立憲政体は別にして、君主のない立憲政体は、金錢の勢力が増力すると同時に倒るべきものである。

然るにアメリカやフランスに於て、嚴然存して居るのは何故であるか。事實、バ

ンタービルトは、大統領の候補者となる事はできない。ゼーグールドは、大統領の候補者になる事はできないのであります。

日本に於ては、共和政治を行ふ氣遣はない。たとへ千萬年を経るも、共和政治を行ふといふ事はないが、説明の便利の爲めに、日本に假に共和政治ありといふ夢を見たと假定せられよ、恐らく三井、三菱は大統領の候補者になるであらう。アメリカに於ては、決して左様な事は出来ませぬ。云々」(「教育公報」第二百十五號)

帝國教育會長に就任

明治三十一年十一月二十六日、臨時總集會が開かれ、相當廣汎にわたる規則の改正があつた後、新規則によつて、直ちに會長及び常議員の選舉が行はれ、最高點を以て辻先生が會長に當選した。近衛公爵の辭任以來、久しく空席になつて居た會長席が、こゝに再び先生によつて充され、一段の精彩を加へる事になつたのである。

十二月一日、新役員最初の顔合せたる常議員會に於て、先生は新會長として、會の將來の方針に就いて、左の如く意見を述べられた。

「帝國教育會は慈善的の團體にもあらず、營利的の團體にもあざるが故に、其の經濟は、會費の外、寄附金によるの外なし。經濟上の事は、從來本會の最も困難なる事項に屬すと雖も、經濟不如意なれば何事をも成すこと能はず。故に本會は、如何にしても三萬圓位の基金を作らざるに於ては、會務を擧ぐるに由なかるべし。而して本會が、著々爲すべき事項は

一、負債を償却する事

一、雜誌を改良する事

一、規則に規定せる如く、教育、學術、教授法の研究、其の他教育調査等に着手すべき事、又は學術講演會、教育家俱樂部の設立等

一、教育上、時々起り來る問題につき、教育上の公議を發表し、又は當局者に報告する事

其の他、平素懷抱する意見の如きは、他日、尙ほ諸君と協議を經、諸君の教示を受くる所あらん。云々」

會長在任中主なる功績

一、小學校教育費國庫補助問題

かくして辻先生を新に會長に迎へた帝國教育會は、翌年一月二十三日、第一著の事業として「小學校教育費國庫補助に關する意見」を發表して、その達成運動を開始した。

意見書には、小學校教育が國家成立の基礎たる所以から説き起して、就學の督勵を斷行するには、校舎設備の擴張と、教員の増員と、教師優待の必要を説き、此の際教育費の増加は急務中の急務なるに拘らず、市町村の財政状態を見るに、到底その負擔に堪えざる事情にある事を指摘し、

「試みに三十年度全國市町村の小學校費を調査するに、金額一千五百二十萬七千〇三十七圓、其の内市町村公費負擔一千四百四十五萬五千〇九十五圓、授業料收入三百三十七萬二千九百四十七圓にして、其の他は府縣費補助及び國庫補助等なり。

今日に於ても既に市町村の負擔は決して輕しといふべからざるに、此の上更に幾多の教育費を負擔せしめんとするは寧ろ過重の虞なしとせず。然らば其の財源はいづれに求むべき。小學校令を案するに、市町村にして尋常小學校設置の負擔に堪えざる場合には郡費、若くは府縣費を以て之を補助するの制度なれども、郡の資力は概ね薄弱にして、補助の實行せらるゝは稀なり。又、府縣は、近來尋常中學校の増設、師範學校の擴張等の爲め、教育費の負擔頗る重く、三十一年度の府縣教育費は、之を去る二十二年度の教育費に比すれば實に三倍餘の多きに上れり。されば今日にても、市町村の教育費を補助する餘力なきが如し。況んや自今、地租を増徴せらるゝに於ては、市町村並に府縣の財源は大に減殺せられ、從來の教育費すら或は支出に困難を感ずべければ、更に教育費の負擔を増し、或は他を補助するが如きは殆んど空望に屬すべし。茲に於てか國庫は、國家當然の義務として、市町村小學校教育費を補助せざるべからず、是れ教育上刻下の急務なりとす。」と論じ、世界各国に比較して、從來、我國の教育費國庫補助額の過少なるを力説し、宜しく、此の際新たに適當なる市町村小學校教育費國庫補助法を設け、市町村

の小學校教員俸給の半額を標準として、以て市町村小學校教育費を國庫より補助すべしと主張した。

つゞいて同月二十七日、更に「清國償金の一部を割いて教育費に充てん事を請ふの書」を發表した。

これは、日清戰爭の結果、清國から受取るべき償金二億三千万テールの一部を割いて教育費に充當されたいといふ希望で、今次の戦勝は、陛下の御稜威と軍隊の忠勇による事勿論なるも、平常教育の普及により、國民が能く義勇奉公の精神を發揮したる結果に外ならず。政府はよろしく國民教育の普及、發展を圖るべく、償金の一部を教育基金に充つべしといふ意見であつた。

此の二つの意見は、大いに輿論を刺戟して、新聞雜誌紙上賛成論が續々あらはれたので、是れに力を得た教育會では、國立教育期成同盟會、學制研究會等の諸團體と聯合或は協力して、一方輿論を喚起すると同時に、一方議會を動かして、政府を鞭撻、激勵した結果、同年三月、前者は小學校教育費國庫補助法案として、後者は、教育基金特別會計法案として貴衆兩院を通過した。

此の法律案が發表せらるゝや、帝國教育會では、國立教育期成同盟會、學制研究會、同志記者教育同盟會と聯合して、三月八日、帝國教育會の講堂に於て、盛大なる祝賀會を開き、辻先生をはじめ、學制研究會會長岡護美子爵、樺山文部大臣、近衛貴族院議長、片岡衆議院議長、國立教育期成同盟會長伊澤修二氏、同志記者教育同盟會代表日下部三之助氏、衆議院議員星松三郎、同根本正、同安藤龜太郎氏等の祝辭演説あり、非常な盛會であつた。

同年三月二十日、大藏省法律第八十號を以て「教育基金特別會計法」が發布され、清國償金特別會計資金のうち一千萬圓を割いて教育基金となし、年々其の利子五十萬圓を各府縣に配當して普通教育費に充てる事になり、「小學校教育費國庫補助法」も、同年十月十九日、法律第七十七號を以て公布、翌三十三年四月一日より實施される事になつた。

處が三十三年三月十五日に至り、更に法律第六十三號を以て「市町村小學校教育費國庫補助法」が公布され、前の「小學校教育費國庫補助法」及び從來からの「市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法」が共に廢止され、新法律によりて、年々百萬

圓を國庫から支出する事となり、明治四十四年、更に二百萬圓に増額されたが、それでは到底所期の目的を達する事が出来ないといふので、先生以下役員が懸命に努力をした甲斐があつて、大正七年、先生薨去の後三年にして「市町村義務教育費國庫負擔法」を發布され、毎年一千萬圓を國庫から支出する事になつたのである。

二、學制改革運動

帝國教育會長として、先生が第二に眼をつけたのは、學制改革の運動である。

學制改革の運動は、明治二十六年井上文相の彈壓により、表面はごうやら閉息したが、内部の不平は、中々以て箝口訓令位では抑止する事はできなかつた。

明治三十二年四月、辻會長と、學制研究會會長岡護美子爵とが中心となつて、別に學制改革同志會を組織し、左の綱領を發表した。

學制改革同志會要綱

一、小學校入學の初めより、大學卒業の終りに至るまで、學生生活が、修業に要

する年數長過ぎて、國情に適せざるが故に、之を短縮すること

一、諸學校の學科課程、複雑過重にして、學生、生徒精神、身体の健全發達を妨ぐる虞あるが故に、之を輕減、統一すること

一、中學校の教育を完全にして、中學校より直ちに大學に進入する事を得しむること

一、高等學校の組織を改めて大學校となし、高等の専門學科を増設し、専ら國家須要の人材を養成する所たらしむること

一、帝國大學は、主として學術技藝の蘊奥を攻究する所たらしむること

右の旨趣により、國家百年の長計を立て、教育界刻下の急を救ふことを企圖せんとす。是れ本會の目的なり。

越えて、明治三十七年一月、文部大臣久保田讓氏が、教育制度及び教育行政改正の方針を公示したので、帝國教育會は、社會長のもとに、委員を設けて翼賛、協力に努めたのであるが、日露戦争の勃發と、内閣更迭等の爲め、所期の實績を擧げる事ができなかつたのは遺憾であつた。

三、社團法人組織と國庫補助

之より先、帝國教育會では、民法施行法の規定に基づき、社團法人認可出願中であつたが、三十二年二月二十五日、主務大臣より認可の令達あり、先生をはじめ三十一名が理事として登記された。

明治三十二年十一月、全國聯合教育會議の決議に基づき、湯本武比古氏外九十五名の連署を以て、貴衆兩院に向つて、帝國教育會に國庫より相當の補助をなすべしとの請願をなした。

請願書には、會の沿革、活動等の状態が具さに具陳されており、翌年一月、貴衆兩院共、これ採擇するに決し、内閣に送致するところあつたが、一方、衆議院には星松三郎、大野龜三郎、安藤龜太郎、根本正、市島謙吉の五氏が提出者となり、七十五名の賛成者が署名し「政府は、本年より五個年間、毎年金壹萬圓を帝國教育會に與へ、以て同會事業の發達を促されん事を切望す」といふ建議案が提出され、貴族院には、長岡護美子爵、鍋島直彬子爵、南岩倉具威男爵、野崎武吉郎の諸氏が

發議者で、百十名の賛成者が署名「政府は帝國教育會に相當の補助を與へ、以て該會をして國家教育の事業翼賛の實を擧げしめん事を希望す」といふ建議案が提出され、これまた大多數を以て採擇可決されたが、いろ／＼の事情で、なほその實現は見られなかつた。

四、菅公一千年祭と松陰先生五十年祭

明治三十四年は菅原道實公の一千年祭に相當するので、帝國教育會では、同年七月六日、講堂に於いて菅公頌徳會を開き、終つて大演説會を開催、辻會長先づ起つて菅公の祖先及び家庭の感化より説き起して、我國の教育上に及ぼせる偉大なる徳化を讚美し、續いて黒田長成侯並びに井上哲次郎博士の演説あり、最後に大隈重信伯（後の侯爵）の大演説あり、非常な盛會であつた。

先生は昔から菅公の崇拜者で、後年、授爵に際し、特に菅公の木像四体を帝室技藝員竹内久一氏に囑して彫刻せしめ、一體を邸内に安置し、他の三体を桂侯並びに久保田男、九鬼男に贈呈したが、三十五年の二月には令息同次郎氏を同道、菅公一

千年祭に參列すべく遙々九州に下向、太宰府神社に參拜、親しく崇敬の誠を表された。（晩年時代の「菅公の木像を頌つ」參照）

明治四十一年十月には、吉田松陰先生五十年記念祭を舉行、先生の祭文朗讀の後、乃木希典大將、三島中洲博士、嘉納東京高等師範學校長、徳富蘇峰氏等の追頌演説あり、來會者は松陰先生の遺族をはじめ、朝野の名士一般參會者を併せて一千二百名の多數に達した。

四十三年四月、先生、教育會を代表して茨城縣古河郷友會主催の熊澤蕃山先生二百二十年祭に參列、頌辭を贈られた。

五、學制頒布滿三十年祭

明治三十五年十二月七日、教育會主催のもとに、學制頒布滿三十年記念式を舉行した。明治五年、始めて學制が頒布されてから三十年、當時、文部省六等出仕として、その立案に參與した先生は、開會の劈頭、同學制頒布後の我國教育の沿革に就いて、縷々二時間にわたる大演説を行つた。蓋し先生は、明治初年以來、文教の要

路にある事二十五年、桂冠後も引續き大日本教育會長、帝國教育會長として盡瘁して居られた人だけあつて、身自らが明治教育の活歴史であり、その結晶ともいふべき人であるから、此の演述は、會衆に多大の感動を與へたのである。

ついで、南摩綱紀氏「學制頒布被仰出書」を朗讀し、文部大臣菊池大麓、子爵福岡孝弟、男爵加藤弘之、山川健次郎諸氏の祝辭及演説があり、終つて、此の記念式を機會に、明治三十四年十一月制定の帝國教育會功牌を左の四氏に贈呈した。

渡邊 八十郎 高橋 亭之助
村上 政永 肝付 兼行

六、故六大教育家追頌式

四十年五月十一日より、三日間東京高等工業學校講堂を會場として、全國教育家大會を開いたが、その第二日目に、左記六大教育家の遺徳追頌式を舉行した。

故伯爵 大木 喬 任 故子爵 森 有 禮
故文學博士 中村 正直 故 近藤 真 琴

故 福澤 諭 吉 故 新島 襄

辻會長、司會者として頌辭を朗讀したる後、大木伯に就いては澤柳政太郎氏、森子に就いては木場貞長氏、中村博士に就いては三宅雄次郎氏、福澤先生については林毅陸氏、新島襄先生に就いては横井時敬氏、近藤真琴先生に就いては色川囿士氏が、それ／＼熱烈なる追頌演説を試み、會衆に非常な感銘を與へた。當日參會したる者千二百餘名、此の種の會合としては稀有の盛會であつた。

七、贈位先哲祝典

明治四十一年二月、前年の十月及十一月を以て贈位の恩典に浴したる人々のうち、特に教育方面に關係ある左記十四先哲のために、贈位の祝典を舉行した。

山 鹿 素 行 山 崎 關 齋 中 江 藤 樹
伊 藤 仁 齋 新 井 白 石 青 木 昆 陽
杉 田 玄 白 (以上贈正四位)
澁川助左衛門 關 新助 佐々介三郎

栗山 潛鋒 三宅 觀瀾 立原 翠軒
(以上贈從四位)

香川 景樹 (贈正五位)

祝典は南摩綱紀氏の祭文朗讀にはじまり、文學博士井上哲次郎、子爵谷千城、文學博士三宅雄次郎、竹内松治、文學博士大槻文彦諸氏の追頌講演があつた。翌年十一月、左記先哲の爲めに、第二回贈位祝典を舉行した。

北島 親房 (贈正一位)

前田 綱紀 (贈從二位)

松平 定信 (贈正三位)

上杉 治憲 津輕 信政 前田 利保

(以上贈從三位)

木下 平之允 (贈正四位)

森田 謙藏 小野 蘭山 緒方 洪庵

頼萬 四郎 飯沼 龍夫 吉田 悌藏

室新 助 稻生 正助 (以上贈從四位)

山本 永吉 黒川 良安 (以上贈正五位)

明治四十四年一月、更に、四十二年十一月以降の贈位者中、左の諸氏の爲めに第三回贈位祝典を舉行した。

池田 光政 (贈正三位)

太朝臣 安萬侶 (贈從三位)

熊澤助右衛門 宇田川 玄隨 貝原 益軒

塙 保巳 一 桂川 甫周 大槻 玄澤

(以上贈正四位)

宇田川 玄真 箕作 阮甫 津田 左源太

淺見 重次郎 長久保 源五兵衛 柴野 彦輔

海上 隨鷗 (以上贈從四位)

古川 平次兵衛 山田 安五郎 最上 徳内

近藤 重藏 (以上贈正五位)

八、講演會、講習會、出版物

帝國教育會では、以前から學制調査部を設け、委員を常置して學制改革に關する諸問題を調査研究して居たが、先生が會長就任の後、更に、國字改良部、美術部、外國語教授法研究部、漢文教授法研究部、中學校教育調査部、訓育調査部、聾啞調査部、通俗教育部、初等教育調査部等を設け、それら委員を置き専ら教育界の爲めに貢献したが、最も目ざましい活躍をしたのは、學制調査部、初等教育調査部、通俗教育部の三部であつた。

その他、圖書館を館内に設けて讀書子に便した事、隨時、講習會又は講演會を開いて學術の普及と一般公衆の知識啓發に努力した事。中等教員講習所を附設し、數學科、地理歴史科、國語漢文科、英語科等の各科にわたり、中等教員の志望者を教育した事。機關雜誌や、教育に關する有益なる圖書を刊行した事。等、等、等、いづれも社會長の功績として永遠に記憶せられるであらう。

四十二年三月十五日發行の「帝國教育」創刊號（休刊中の「教育公報」の號數を

追うて通卷第三百二十號として發行）の卷頭に掲げられた社會長の發刊の辭は左の如し。

「我が帝國教育會は、我が國教育の普及改良、及び上進を圖るを目的とするものにして、二十五年の健全なる歴史を有し、多少の貢献を邦家に寄與せしことは、大方の公認する所にして、本會の光榮とする所なるが、内外の現勢に鑑みて、國家萬年の長計を樹てんが爲めに、今や一大活動を開始すべき時機たるを自覺せり。「帝國教育」の刊行は其の第一着手にして、教育社會の指導者たる抱負を持し、新時代の要求に應ずべき中央機關として遺憾なき實質を具備せしめんとす。」

輝く功績と表彰

先生は、大日本教育會副會長に就任されてから三年、同會長として十一年、帝國教育會長として十八年、誠心誠意、會務に盡瘁されたので、會でも數回にわたり、其の功勞を表彰し、感謝の意を表した。

イ 名譽會員、教育功章

即ち明治十九年十一月、有志會員が先生を江東中村樓に招待し、盛宴を張つたのを皮きりに、二十三年五月、東京に開催せられたる全國教育者大集會の席上、滿場一致を以て先生に教育功章を贈呈、二十六年二月には、名譽會員に推薦、金製教育功章を贈呈した。

ロ 銀製花瓶贈呈

三十四年二月には先生が銳意會務を整理し、短期間に多額の負債を償却するを得た功勞に對し、評議會の決議により、左の功勞書に添へ、銀製花瓶を贈呈した。先生の聲望思ふべしである。

辻會長功勞書

明治偃武王政復古百事維新治教休明四年置文部省五年頒學制期海内無不就學者教育之道日進月隆十六年大日本教育會之創起也推閣下爲會長爾來閣下爲本會拮据盡

瘁十又八年如一日請熾仁彰仁威仁三親王爲推戴員 朝廷特旨賜金及土地家屋於是新築講堂及書籍館既而併國家教育社改稱帝國教育會中間閣下罷會長然猶爲本會盡心力不一同忘之無幾以輿望再爲會長益精勵外謀會務之振興內力財政之整理以鞏固本會之基礎夫本會實爲發揮獎勵本邦教育第一機關而其所以達此盛運者皆職由閣下辛苦經營之力也

自今而後教育益隆盛會務益擴張所需於閣下更有重且大者矣於是評議員胥謀謹呈銀花瓶以表閣下之功且謝其勞焉請笑納之

明治三十四年二月十一日

帝國教育會

ハ 辻文庫と帝國教育會功牌

三十五年には、先生の還曆を記念する爲め、辻文庫を設立すべく、寄附金を募集し、帝國教育會書籍館内に還曆記念辻文庫を併置した。

三十六年十二月、左の頌狀に添へて、帝國教育會功牌を贈呈した。

頌 状

辻 新次君

明治十六年本會創立以來久シク本會々長トシテ本會ノ事業ニ鞠躬盡力セラレ功勞特ニ顯著ナリ 仍テ本會評議員會ノ決議ヲ經テ帝國教育會功牌ヲ贈呈ス

明治三十六年十二月六日

帝國教育會

二 創立滿二十五年記念會と銅像

明治四十一年は、恰かも、帝國教育會が創立滿二十五周年に相當するので、十二月十二日を以て盛大なる記念會が開かれた。

會する者、推戴員有栖川宮殿下を始め奉り、桂首相代理阪田秘書官、小松原文相、加藤男、濱尾男、菊池男、久保田男、岡田文部次官、三島、木村、山川、井上、中島、梅、松崎、三宅、森諸博士、松平、藤井、南岩倉各男爵、仲小路遞信次官、嘉納高師校長、文部省の眞野、田所の兩氏、其の他會の職員、會員等、無慮四萬餘名

の多數に達した。先生は特に記念會の費用として、金壹千圓を寄附された。

此の日、辻會長が、多年の勳功により特に男爵を授けられた事は、記念會に一層の光榮と光彩を添ふるものとして、會衆一同を感激せしめた。(別項參照)

定刻、會長辻新男爵は、徐ろに起つて左の如く開會の辭を述べた。

「閣下、諸君、並びに會員諸君。是れより帝國教育會創立滿二十五年記念會を開きます。此の開會の際に當りまして、閣下及び諸君に御披露申上げたい事があります。今日、私は、忝くも勳功により特に男爵を授けらるゝといふ恩命を蒙りました。まことに恐懼千萬、何と申上げて宜からうか、唯々感泣に禁へませぬ。何等の功績もございませぬのに、此の如き恩命を蒙るに至りましたといふことは、私竊かに拜察し奉りますれば、私は固より、何の事業に就きましても、功績などゝ申しますものは毫もございませぬけれども、聊か教育の事に關係して居りましたものでありますから、多分其の邊より出でた事の様子に考へられますのでございます。是れとて、別に功績などゝ申すものは毫もございませぬが、然らば是れは全く教育の事業其のものゝ重大なる事、又極めて大切なる事を御軫念遊ばされま

した事であらうかと拜察致しますのでございます。

殊に今日は、わが帝國教育會が、創立滿二十五年記念會の當日であります。旁々教育の事業といふものに就て、深く御軫念あらせられました次第であらうかと拜察致します。

此の事は、誠に私一人にとりましての光榮は申す迄もなく、もし拜察いたしません如きこととございますれば、誠に教育社會全般にとりまして、非常なる光榮にして、且つ感激に禁へませぬ次第でございます。又私が今日かくの如き天恩を忝う致しまするに至りましたといふことは、全く閣下並に諸君の御助力に依りましたこととございまして、閣下、諸君に對し、厚く感謝の意を表さなければならぬ次第でございます。

さて私に於きましては、此の如き恩命に對しまして、聊かなりとも報恩の道を盡さねばなりません。それを考へて見ますれば、どう致して宜しいか、殆んど考の及ぶ所でございませぬ。唯、生命のあらん限り、たとへば萬々分の一たりとも報恩に努めなければならぬと期して居ります。それに就きましては、尙此の上、

閣下、諸君の一層の御援助を仰がなければならぬこと、存じますから、今日以後は更に深く御贊助あらんことを、偏へに御願ひいたします。

今、開會に當りまして、閣下、諸君に對して御願ひをなし、且、御禮を申し上げますけれども、心に思ふ事、何分にも言ひ盡すことが出来ませぬ。甚だ残念なことでございます。唯々私の心中を御諒察あらんことを偏に願ひ置きます。」

先生の演説は、感極まつて往々言をなさざる所もあつたが、それだけ人を動かす所が多かつた。次に會長の勅語奉讀、式辭があつた後、會員總代として肝付兼行男が、左の祝辭を述べた。

「辻男爵閣下、私は茲に會員總代として閣下に一言の祝辭を陳呈致すの榮を得ましたが、本日、當教育會が、創立滿二十五年の記念會を催すに當り天皇陛下が、閣下に男爵をお授けになりました事は、思ふに、これ閣下が多年吾が普通教育に御盡瘁になつた勳功を御認め遊ばされた結果であらうと恐察いたしますが、私は、吾が教育界空前のこの慶事に對し、如何なる言葉を以て御祝ひ申上げて宜しいやら、今、俄に適當な言葉を見出し得ぬのでござります。

そこで茲に滿腔の驩喜を表しまして、聊か所感の一端を陳述いたしますが、私は閣下今日の御授爵に對しましては、何より先づ

陛下が、吾が教育に御軫念あらせらるゝ事のいかに厚きかゞ恐察し奉られました、何共恐懼に堪へぬのでござります。乃ち海軍軍人にして、教育に門外漢たる所の私にして、尙ほ且つ斯くの如しとすれば、閣下が御授爵の事、一度天下教育者の知る所とならん乎、彼等は、即ち

陛下の吾が教育に御軫念あらせらるゝことの如何に厚きかを恐察し奉りて、深くその大御心に感泣いたすことであらうと思ひます。されば閣下に於かせられましても、今日の恩典に對せられましては、今後益々吾が教育の發展進歩に御盡瘁になりまして、上

陛下に對せられ、下一般の教育界に對し、教育有終の譽を全うせられんことを切に希望いたします。

甚だ整はぬ言葉で、誠に恐縮に堪へませぬが、以上の蕪辭を以て祝辭といたします。

次に功績者表彰式を舉行、辻會長より、日下部三之助、大東重善外八氏に帝國教育會功牌を、肝付兼行男、湯本武比古氏外三十二氏（内遺族五人）に、それ〴〵功績記念品を贈呈、功牌受領者總代大東氏、記念品受領者總代佐野安氏の答辭あり、終りて、奏樂裡に、有栖川宮殿下より左の御令旨を賜はつた。

「帝國教育會創立以來茲に滿二十五年を経たり。仍りて本日をとし、記念會を開きて之を祝し、且つ本會に盡瘁せる功勞者を表彰するの典を擧ぐ。惟ふに教育は國家の長計なり。允文允武なる

今上天皇陛下は、登極の初めより深く此に軫念あらせられ、軍國多事の日に於ても、尙之を忽にすべからざる事を諭し給へり。而して克く教育の實效を收めんと欲せば、朝野力を戮せて其の普及改良を圖らざるべからず。本會設立の趣旨亦實に此に在り。望むらくは、會員自今益々奮勵して教育に貢獻する所あらんことを。

明治四十一年十二月十二日

次いで桂首相、小松原文相、阿部東京府知事、岡部東京府教育會長、尾崎東京市教育會長の祝詞又は祝詞代讀あり、加藤弘之、井上哲次郎、嘉納治五郎、色川園士

諸氏の演説があつて、奏樂裡に式を終り、來賓一同を食堂に案内、祝盃を舉げた。宴酣にして、會長の音頭にて

天皇陛下の萬歳を三唱し、次に帝國教育會の萬歳を祝し、最後に、久保田男爵の音頭にて辻男爵の萬歳を三唱し、一同歡を盡して散會したのは午後七時頃であつた。猶ほ帝國教育會では、辻先生が、維新當時より四十年間、我が國の國民教育に盡瘁された功勞を表彰し、殊に教育會創立以來、今日に至るまで、終始一貫、繁劇なる會務に當り、心身を勞し、私財を投じ、拮据經營せられた功績を表彰せんが爲め、この日の記念會を機會に、教育會が發起となり、廣く有志の賛同を得て、先生の銅像を鑄造し、これを帝國教育會構内に建立することを決議し、早速委員をあげて計畫の實行に着手、四年目にめでたく竣功、大正二年十二月十二日、盛大なる除幕式を舉行した。現に神田一橋の教育會館、中庭に安置してあるのがそれである。

帝國教育會長としての先生

人物の眞價は、柩を蔽うてからでないに分らないものだ。英雄を知る者は英雄だ

といふ。先生、生前の知己は、先生に對して何といつて居るか。その代表的意見として湯本、嘉納兩氏の追憶談の一節を書とめて見よう。

湯本武比古氏曰く

「私が帝國教育會長としての辻男に對して、特に感服して居たのは、男が殆ど没我的に帝國教育會の爲に盡瘁せられた事である。男の會に對する態度は、全く、眼中、帝國教育會ありて我といふものは無かつたといつてもよい。其の點は、恰かも、リコルゴスがギリキの國家に對する態度とよく似てゐる。男が會を思ふの念の厚かつたのは、會の歴史を調べて見れば直ぐ分る。總會の決議が會長の意思に反した爲に、辭任を申出でられた事もあつたが、こちらから頼みに行けば、先の不平などは忘れて、容易に承諾せられた。

辻男が會長を辭任せられて、近衛公が代つて會長となられた當時だつたと思ふ。一時、帝國教育會が非常な窮境に陥つた事がある。基金などはスツカリ使ひ盡して、多額の負債を生じ、捨て、置けば、到底會を維持することが出来ないやうになつた。

かゝる場合でも、男は、頼めば喜んで出て、會務を整理し、會の發展を圖られた。借金の利子などは、盡く私財を抛つて辨償せられたのみならず、多額の金をも寄附せられた。一旦死地に陥つた帝國教育會が、再び復活し、負債の整理もでき、其上三萬圓の基金を有するに至つたのは、全く辻男の盡力によるものである。此の基金を募集するに就いても、決して人手を煩はさず、自ら骨を折られたので、これが爲に幾許の私財を費されたか分らぬ。男は、會の爲なら、いつでも會長を退くといつて居られた。全く、男は、會あるを知つて我あるを知らぬといふ風であつた。會長の地位に執着して我物顔に振舞ふなどといふ事は少しもなかつた。有形上にも無形上にも、沒我的精神を以て、帝國教育會の爲に盡力せられた事は、我々が男の下に働いてゐて、常に目撃した處である。」

嘉納治五郎氏曰く

「辻男の長所はいろいろあるが、尠くとも其の一つは教育に熱心であつたことであらうと思ふ。辻男は教育以外の事業、即ち實業の方面などにも携はつて居られた

が、常に教育の事を忘れず、學制問題にも、一般教育問題にも、絶えず注意を拂つて居られた。殊に、帝國教育會とは、一方ならぬ深い關係を有して居られた。

帝國教育會は、もと大日本教育會と國家教育社との合併したものであるが、其の大日本教育會といつた時分から會長をして居られた。帝國教育會と改稱した當時、暫く近衛公が會長となられた事があるが、それは極めて僅の間であつて、二十有餘年、殆ど辻男が引續き會長を勤められたのである。

辻男が會長を勤められたのは、勿論名利を求めようとか、何か自己の爲にしようとかいふのではなく、唯だ教育に興味を有し、教育の事を忘れなかつたからである。若し教育に興味を有せざる人ならば、帝國教育會長の如き面倒なことは、長く出来る筈がない。相當の官歴もあり、資産もあつた人であるから、普通ならば會長になつて居ることを好まなかつたかも知れぬ。然るに辻男は、此の煩はしい任務を辭せず、多くの時間と努力とを費し、時には自分の資財を抛つてまで、會の爲に盡瘁せられたといふ事は全く辻男の教育を思ふ念が深かつた事を證明するものである。」

第七章 仁壽時代

先生實業界に入る

是れより先、明治二十七年の夏の事である。西邑虎四郎といふ人が、保險會社創立の計劃を齎らして先生を訪問し、是非先生に社長になつて貰ひたいと懇請した。先生は、其の前々年の十一月、病氣の故を以て文部次官の榮職を退き、多年主宰して來た大日本教育會長の任をも辭し、専ら靜養中であつたが、次第に健康も回復して來たので、二十六年の三月、衆望もだし難く、再び出で、大日本教育會長に就任、同年十二月には東京女學館長となり、相變らず教育界のために力を盡して居られたのである。

そこへ西邑氏から、思ひもかけぬ相談を受けられたのである。今なら大臣大將が、營利會社の社長や重役になつた所で、誰怪しむものもないが、當時はまだ官尊民

卑の風が盛んで、高位高官の人が實業界に身を投ずるが如きは、一種の墮落のやうに思はれて居た。

殊に先生は教育家である。明治の初年から一貫して文教の府にたづさはつて來た教育界の大先達であり、大元老である。たとひ今は下つて野にあるとはいへ、隱然たる教育會の元勳である。その人が、事もあらうに「生命の請合業」といはれた生命保險會社の社長になつたときいたら、世間では何と批評するであらうか。

「辻は金儲けのために實業家の仲間入りをした。」といふ批難は當然甘受しなければならぬ。そこに教育家としての非常な悩みがあつた。

併し先生は冷靜なる理論家であると同時に、熱烈なる精神家でもあつた。

自ら省みて耻づる所なくんば、千萬人と雖も吾征かむ。これが、先生の日頃の信念であつた。世間が何といはうが、それが、社會公益の爲めになる立派な事業であり、自己の信念と合致する仕事であつたら、喜んで火の中、水の中へでも飛び込もうといふ大勇猛心の持主でもあつた。

黙つて西邑氏の話を傾聴して居られた先生は、やがて氏から提示されたプランを

手にとつて、始から終まで再讀し三讀して居られたが、やがて決然として

「承知しました。」と、快諾の旨を答へられたのである。

當時の事情に關して、先生は、大正二年九月一日、生命保險會社協會にて開かれた仁壽生命の晩餐會の席上、左の如く物語られて居る。

「我が仁壽生命保險會社の恩人といへば、先づ第一に西邑虎四郎君を推さなければならぬと思ふ。會社創業の際の事を考ふるに、同君は、會社に取りて實に忘るべからざる恩人である。

余と西邑君とは古くからの知己である。余は明治の初年、南校の校長となり、間もなく文部省の會計局長となつたが當時、南校の金錢出納に關する事務は、専ら三井銀行より派出せる出張員に取扱はせて居た。

西邑虎四郎君は、その出張員の元締をして居た關係上、時々監視のため文部省に來られたので、自然懇意となり、公會の席などで屢々一緒にもなり、氣心も知れてゐた。

偶々明治二十七年の夏、同君は突然余の許を訪づれ、生命保險會社創立に就いて、

相談を持ちかけられたのである。

一體此の話の起りは、西邑君の話によると、同君が此の事を思ひたつたのは前年の末頃で、西邑君はそれ以來、神田駿河臺の自宅の隣にある家屋敷を創立事務所として、東條一郎氏や藤木久三郎氏等と毎日會合、相談を重ね、後には楠秀太郎氏をも加へて會社創立の計畫を進めて居られたのである。

その時、西邑君は余に向つて、

「實は、自分が生命保險事業をやつて見たいといふ考を起したのは、ずっと以前の事である。明治四年の頃、岩倉大使の一行が歐米を巡回されし際、隨行員の一人たりし大藏省の理事官若山儀一氏が、一行と分れて歸朝されたのは明治六年頃で、同氏から生命保險事業の大意に就いて、いろいろ話して聞かされたのである。

その時の話には、生命保險なるものは、世を益するのみならず、會社自身も相當に利益を得る事が出来るのだから、是非やつて見たまへと勧められ、自分も大いに食指を動かしたのであるが、何分三井銀行に關係して居た當時の事として、どうする事も出来なかつたので、同僚の三野村利助氏とも相談の上、一時思ひ止つたわけだが、

もしあの時に思ひきつてやつたなら、阿部泰藏氏の明治生命より、よつほど前に出来て居たと思ふ。……私もそろ／＼老年期に入つたので、何か世の爲人の爲になる仕事をやつて見たいと思つて、今度東條氏や藤木氏と相談し、會社創立を思ひたつたのであるから、是非一つ御賛成を願つて、社長になつて頂きたい。」といふ懇望であつた。

當時、私は保險事業には何の經驗もなかつたが、文部省に居た頃、保險と同じやうな理窟の仕事をした覚えがある。それは他でもない、教員扶助料、即ち恩給法の制定である。

御承知の通り、官吏の恩給は、最初武官にのみ適用され、後文官に及んだが、學校教員は、依然、その恩典に浴する事が出来なかつた。そこで私は、歐洲諸國では一體どうなつて居るだらうかと、人にも調べさせ、自分でもいろいろ調べて見た。先づ第一に教員の人數、年齢、そのうち病人はどの位あるか、死亡率はどの位になつて居るか、等々、それ等詳細の取調方を文部省書記官小林小太郎氏に命じ、各府縣に移牒して、右に關する二三年分の統計を届けさせる事にした。私が、

それを土臺にして、教員の恩給法を制定したのは明治二十一二年の事であるが、自分としては、これが教員の爲め、非常な便法だと思つてやつたにも拘らず、いよいよ出来あがつて見ると、いろいろ不完全な點を發見したのである。

それは何かと云ふと、此の恩給法では、六十歳まで勤めあげれば何程、十五年間勤続すれば何程と規定してあるが、その金額が極めて僅少で、到底、教員家族の生活を潤すに足りない。事實、教員の生活の苦しさは想像以上である。何か外に適切な救濟法はないものか、自分の在任中に、何とか救助の方法を講じてやりたいものだ、随分苦心したのであるが、是れぞといふ便法が見つからない。とう／＼在任中にそれを果す事ができなかつたのは、私の最も遺憾とする所である。爾來六七年にもなるが未だに教員互助救濟の方法さへ出来て居ない。何とかよい方法はないものかと苦心して居る處へ、思ひがけなく、西邑君の相談を受けたのである。

私は渡に舟と喜んで、是迄の私の苦心を西邑君に打ち明け「もし之によりて、私が日頃抱懷して居る教員互助の目的を、幾分なりとも達成する事が出来るならば、喜んで貴需に應じよう。併し私の趣意は、あくまでも公益を目的とするにあり、金

儲けは問題ではない、其の點十分に御諒解を願ひたい。」と申したのである。

かういふ次第で、私は萬難を排して此の事業に關係したのであるが、其の後、いろんな人に就いて研究もし、取調べもした結果、保険事業といふものは、決して單なる營利事業ではなく、一面立派なる國家的事業であるといふ確信を抱く事ができたのである。

尙ほ、會社を合資會社にした理由は、會社設立の趣意書にもある通りで、株式組織とすれば、どうしても株主の利益を圖るを第一の目的としなければならぬ。合資會社ならば、出資者の人數も尠く、自然、公共の利益を圖るといふ本來の趣旨を達成するのに都合がよいといふ考から、合資會社と決定した譯である。我社が、殊に被保人の便宜を圖り、保険料なども他に比してできるだけ低廉にしたのは、全く其の爲めである。

明治二十七年九月いよく會社が成立したので、私は第一に教員を説いて被保人たらしめんものと、各地を巡回して教育者を集め、いろいろ説いてきかせたのであるが、保険に關する知識が、まだ今日ほど普及して居ない頃であるから、思つた程

反響がなかつたばかりか、中には却つてうるさく思つた者さへあるらしい。ある時、静岡の師範學校長矢島錦藏氏に面會して保険の話をする時

「いや、今までは、保険の勧誘員といふものは、單にうるさいものだと思つて、碌々話もきかなかつたが、今のお話で、はじめて保険事業は單なる營利に非ず、立派な公益事業である事が分りました。」といつて、心から賞讃され、いろいろ便宜を與へられた事がある。

その後、教員達の間にも、だん／＼會社の趣意が分つて來たと見え、進んで加入を申込みやうになつて、會社でもぬかりなく彼等の爲めに便利を圖つた次第である。」云々。

以て、先生の意のある所を推察する事が出來よう。しかし世間に随分分らずやがあつて、かげでいろ／＼先生の實業界入りを批難する者もあつたが、先生は何等意に介する所なく、敢然、所信に邁進して、最後まで會社の爲に全力を盡されたのである。

仁壽創業當時の思出

辻先生が仁壽生命保險會社創立に關與された動機と經過については、以上で略ぼ悉し得たと思ふが、そこに至るまでには、随分滑稽な思ひ出話が澤山ある。

その一二をあげると――

愈會社を創立する段取となつて、發起人達の一番困つたのは、三人共保險に關しては全然素人である事だ。

何しろ當時はまだ保險思想の幼稚な頃で、日本では、保險に關する書籍なんか、容易に手に入らない。僅かに、東條氏が、ドイツのワグネル氏の行政學の中の一節を讀んで、保險の大綱を調査した位のもので、保險料率の割出しを始め、アクチュアリー的事にはまるで無知識である。之を研究する方法もないといふ有様で、今から考へるとばか／＼しいやうだが、實際、保險運用の方法なんか、全然分らなかつたのである。

西邑氏も東條氏も、これには全く弱つた。あゝでもない、かうでもない議論最

中に、藤木氏がやつて来て、

「なあに、銀行流の算盤で割出せば何でもありませんよ。私が引受けて調べませう。」と事もなげに言ひきつたが、さていよ／＼出来あがつた計算表を見ると、實に驚くべき數字である。利益も利益、莫大なる利益である。藤木氏の計算によると、三年か五年も経過すれば、二三百萬圓は儲かる勘定である。

「君、本當にこんな儲かるのかい？」と西邑氏がいふと

「儲かりますよ。たしかに儲かりますよ。」

藤木氏は自信たつぷりだ

東條氏も首をかしげて

「僕には保險の數理は分らないが、常識から判斷して、こんなに儲かる筈はない。これちやまるで濡れ手で粟のつかみとりぢやないですか。」

私の聞いた處では、保險業に最も大切なのは、アクチュアリーと保險醫だといふ。君の調査は、まるで利息勘定の鼠算見たいで、話があまりうますぎてどうも信用が出来ないな。」と云ふと、藤木氏はカン／＼に怒つて

「そんな事をいふなら、君と事を共にする事はできない。僕は僕で、大阪に行つてひとりやる。」といきまく。そこで西邑氏が中に入つて、

「まあ、さうむきになつて怒つては困る。」と双方をなだめるといふ始末。

今でこそ一場の笑話に過ぎないが、當時は双方共全く真剣であつた。

組織と出資者の顔觸れ

その頃、矢野恒太氏の著した保険何とかいふ赤本があつた。

矢野氏はもと岡山醫學校の出身で、日本生命の診査醫を勤めて居たが、何かの都合で職を辭し、上京して最初に著したのがこの赤本である。矢野氏は、自身その本を携へ資産家や勢力家を訪問して保険事業の有利なる事を説きまはつて居たらしい。その矢野氏が偶然西邑氏を訪ねて來たのである。

折が折だから西邑氏も喜んで矢野氏に面會し、いろ／＼話合つたが、矢野氏の意見は、保險會社は必ず相互組織でなければならぬ説であつた。

「矢野氏の説も尤ものやうに思はれるが、私の考としては、矢張り株式か合資の方

がいゝと思ふな。」と西邑氏がいふと

「同感だね。相互説にも相當道理はあるとは思ふが……」
と藤木氏が言つた。

そこで或晩、矢野氏を西邑氏の宅に招いて、皆でもう一度矢野氏の説をきいて見ようといふ事になつて、其旨を矢野氏に通ずると、

「よろしい。だが、もし自分の説と諸君の考とが一致せざる場合には、自分は黙つて挨拶せずに中座するから、それが不同意の證據だと思つて下さい。」といふ事であつた。

會見の結果は豫期した通りであつた。矢野氏の相互説に對して、發起人達はどこまでも合資組織を主張したため、矢野氏はその儘反駁もせず歸つてしまつた。

結局、組織は合資會社、社長には辻先生を推す事に決定した。

「出資者の數を何人にするか？」

「十人で澤山だらう。皆が平等に一萬圓宛出しあへば十萬圓になる。」

「結構だ。では、誰と誰にしようか？」

相談の結果、西邑氏の斡旋で、三野村利助、伯爵松平直亮、宮原篤、西村定次郎の四氏、辻先生の紹介で今村清之助、子爵戸田康泰の兩氏が出資を承諾された。これで全部の顔ぶれも揃つたので、取敢えず創立委員を決定する爲め、星ヶ丘の茶寮に出資者總會を開いた。その席上、辻先生と、藤木氏、東條氏が創立委員に選定された。

一方、楠秀太郎氏の手で立案された保険規則も、何十回かの改訂を経て、漸く完成したので、其の年の九月二十八日を以て創立の日と定め、社名を仁壽生命保險合資會社と命名、京橋區南紺屋町十一番地（今の大同生命の敷地）に地をトして、十月五日、開業の運びに至つたのである。

仁壽の社名と徽章の由來

組織もきまつた。事務所も出來た。出資者の顔ぶれもきまつた。そこで會社の名稱を何とするかといふ相談が、創立委員の間にもちあがつた。先生の回顧録にはかう書いてある。

「去る明治二十七年の夏頃、我社がいよいよ成立せしに就いて、名前を何とつけんかと相談に移りしに、西邑虎四郎氏は、萬事に考案を凝らす人なりしが、色々と名前を書き聯ねたる其の中にて、仁壽こそ最もよろしからんとの説なりしかば、我々もこれに賛成して、茲に愈々仁壽と呼ぶ事に確定せり。是れは人の死する時の事を心に浮ばしむるは延喜惡し。よろしくめでたき名稱を選ぶべしとの考より出でしものにて、古語に「仁者壽」とあり。又「仁者得其壽」とあるより、此の古語に據りて此の名前を選定したる次第なり。

當時、世間の有様は、今日（大正二年）とは餘程相異なり、生命保險といへば終身保險にして、之に次いで養老保險を置くといふ有様なりしを以て、我社にても終身と養老との外に、今一つ定期、育成及元資保險（甲、乙、丙）の三種を置く事とせり。養老は五十歳なら五十歳、六十歳なら六十歳に達すれば、約束通りの保険金の取れる方法。定期保險は一定の年限内に被保人死亡の時のみ保険金の取れる方法。育成保險とは、例へば子供の年齢が二十歳又は二十五歳、或は三十歳に達したる時、終學金、若くは婚禮資金、又は開店資金が入用なる故、其時に保険金を受取る組織

にて、元資保険は甲、乙、丙により夫々區別あり、甲は豫定の年限に達し、又は豫定の年限内に死亡したる時、保険金を支拂ひ、乙は豫定の年限に達する場合と、其の年限内に死亡したる場合とにより保険金に差異を付し、丙は各年齢を通じ保険料を同じうし、保険金の受取高を異にしたる方法にして、夫々その目的により仕組相異なるなり。

仁壽と命名したる次第は右の如くなるが次に我社の徽章を制定するの必要ありとて、之が相談に預りたるが、予の考にては、かゝる事は素人よりも、矢張り其の道に堪能なる人に依頼する方よろしからんとて、一同の同意を得、東京美術學校出身の圖案家溝口禎次郎氏に依頼せしに、今日用ひ居れる徽章こそ、最も宜しからんとて、之に決したる次第なり。

さて此の徽章たるや、仁壽の二字を現はしたるものにして、周囲は仁の字を現はし、又、中央に勾玉の如き形せるは、決して勾玉を現はしたるには非ず。壽の字、即ち^レを現はしたるものにして、これを形どりて作りしものなり。」云々。

社長、監督としての先生の功績

先生は明治二十七年九月より四十二年十二月まで十六年間、取締役社長として仁壽の社務に盡瘁、傍ら生命保険會社協會の評議員又は理事として斯業の發達に貢獻して居られたが、四十二年十二月三日、一身上の都合により、業務擔當社員並に取締役社長を辭任された。

同月十五日、總社員の決議により、仁壽生命保險會社の監督を委嘱されたが、翌年六月辭任、九月再び委嘱されて同社監督となり、世を終ふるまで社務に翼賛した。開業當時の業務擔當社員及監査役の顔ぶれは

社長	辻	新	次
常務取締役	東	條	一郎
支務配役	藤	木	久三郎
監査役	三	野	利助
監査役	宮	原	篤

で、商議員には左の三氏を囑託した。

醫學博士 三宅 秀
西 邑 虎四郎
今 村 清之助

診査主任は醫學士三浦省軒氏で、第一回の營業報告を讀んで見ると、年度末に於ける保險契約の現在高は百八十二萬一千二百十四圓一錢、此の人員九千四百四十九人、保險料の収入は四萬八千九百七十圓三十五錢五厘、利息が七百三十三圓九十錢、雜収入が十六圓五十八錢二厘、合計四萬九千七百二十圓八十四錢二厘で、そのうち五千六百五十圓が保險金支拂高、二萬三千〇五十三圓八十二錢二厘が保險責任積立金、七百三十一圓八十二錢が割戻準備金、一萬圓が事業費銷却高、一萬〇二百八十五圓二十錢が次年度へ繰越高となつて居る。之を先生が薨去された大正四年十二月末日現在、資本金百萬圓、諸準備金七百二萬九千八百九十一圓、保險契約高三千七百七十九萬八千二百七十七圓餘に較ぶれば、まことに今昔の感なきを得ない。

先生が薨去せられてから、今年（昭和十年）で丁度二十一年になる。先生により

て育まれた仁壽の二葉は、今や轟々として天を摩するの大木となり、現社長下郷傳平氏の統率の下に、花を咲かせ、實を結んで、社運日に月に隆昌、さながら旭日昇天の勢を示して居る。地下の先生、また以て瞑すべしである。

大正四年十二月三日、先生、薨去の訃報一たび傳へらるや、仁壽生命保險會社理事玉木爲三郎氏は「辻男爵と生命保險の關係」と題し、左の如く語られた。

「辻男爵の逝去は、教育界の爲め、甚大なる損失なるのみならず、吾保險界に於ても非常な損失であつた。辻男の保險界に盡瘁された事甚だ多く、其の功績顯著なるものあるが故に、それだけ男の逝去を惜しむ情に堪へないのである。私が茲に辻男の經歷の一端を述べて之を廣く社會に紹介すると同時に、永く、後世に傳へて、以て男の功績を嘆賞せんとするは男に對する哀惜の情、切々として止み難きものあるが爲めに外ならない。

辻男の直接教育上に於ける功績は、私が今更絮説するまでもなく、世間周知の事實である。けれども、辻男が、生命保險會社を創立し、之が經營に當られた事に就いては、これまた教育事業に熱心であつた結果である事を知らぬ人が多からうと思

ふ。
辻さんが男爵を授けられた時、保険業者が、一夕、男を招待して祝宴を張つた事がある。其の席上、辻男は「私は何故に生命保険事業を始めたか」といふ題で演説されたが、男が如何に教育事業に熱心であつたかは此の演説によるも明らかなる事實である。

即ち、小學校教員の退隠料及び遺族扶助料なるものが、逸早く設けられたのは、全く辻男の盡力によるといはねばならぬ。明治二十三年の六月には、官吏恩給法、官吏遺族扶助法が出来、引續き、十月には、市町村立小學校教員退隠料及び同遺族扶助料、府縣立師範學校長俸給、並びに公立學校職員退隠料、遺族扶助料に關する法律が制定公布された。小學校教員の扶助法が、比較的早き時代に於て設定されたといふ事は特筆すべき事で、これには自分も尠からず盡力したと、辻男自から語られたのであるが、併しこの法律は、長く勤続した者、老年者には相當の扶助ともなるであらうが、不幸早世した者、事情あつて早く退職した者に對しては、何等の恩典とならぬ。法律の規定によれば、三年未滿で死ねば、月給の一箇月分、それ以上

の勤續者に對しては、一年を増す毎に、幾分づゝを増額するに過ぎず。殊に、教職に就き、幾何を経ずして死んだやうな場合には、其の遺族は、直ちに路頭に迷はねばならぬ。辻男の苦慮されたのはそこである。

男が、仁壽生命保險會社の創立に當り、極力小學校教員を加入せしめたのは、よりて以て法律の缺陷を補ひ教員及び其の遺族の爲めに、普く扶助の方法を樹立せんと企てたのである。

而して、會社創立當時の事情を聞くに、事業の結果に就て同業者は等しく疑問の眼をむけてゐたといふ。それは、被保險者との契約が、あまりに過少であつたといふ點である。普通保險會社では、百圓以上の契約であるのに、仁壽生命のみは、毎月十錢掛け、保險金額三十圓位で、月掛け以外にも、五十圓より契約を爲す方針を採つてゐたのである。

かく保險金額が少額なるのみならず、其の種類にも、子供の教育費の爲めにする保險の如きものをも設け、ひたすら辻男の初志を斷行すべく、教職にある者の契約加入に努め、辻男の盡力また著しく契約者の多數を是等小學校教員の中に得るに至

つた。されば、當時、辻男が、教育界の元老として、足を實業界に踏み入れたのは怪しからんといつて、一部に、批難の聲が高かつたものである。

先生の眞意

けれども、辻男の目的は、始終一貫、教育界の爲めに盡さんとするにあり、實業界に志望を馳せたのも、全く、教育者をして、安心して其の職責を盡さしめんが爲めに外ならず、之を知らざる者の批難の如き、男に取りて一顧の値さへなかつたのである。従つて男は、何等顧慮する所なく、所信に邁進、銳意斯業の發達と、擴張とに努めた結果、會社の經營は着々として効果を奏して來たのである。

併しながら、何といつても、小學校教員の生活は不如意勝ちである。保険料をいかに低減しても、月拂ひの便宜を與へても、毎月貰ふ給料が少いのだから思ふやうに拂へない。従つて契約加入が困難であり、たまたま加入しても之を繼續する事ができず、中途解約する者が續出する一方、營業費は益々多きを加へ、殊に教員には比較的不健康者が多かつたため、保険金の支拂も多くなり、經營上、一方ならざる

困難に遭遇したが、辻男は、毅然として此の難關を突破したるのみならず、社業の基礎を磐石の上に置き、社運日々隆昌を加ふるに至つたのは、私の窃かに敬服し、推賞して止まざる所である。但し此の小口の契約には、種々の困難が伴ひ、經營上の成績が思ふやうにゆかないので、明治三十四年頃遂に廢止の止むなきに至つたが、辻男の教育界に於ける信用に基づき、其の後も、できるだけ、教職に在る人々を勸誘加入せしめた爲め、現在（大正四年）の被保險者中にも、是等教職にある人々が多數を占めて居るのである。これひとへに辻男が、教育を熱愛したる結果なりと斷ずるも、誰一人異議がなからうと思ふ。

かくの如く、辻男の計畫は、最初期待された程、優秀なる成果を收める事はできなかったかも知れぬが、併しその希望の大部分が貫徹された事は、何人も信じて疑はざる所であつて、生命保險會社が、直接間接に教員界に盡したる功績も亦尠なからずと信ずるものである。

尙ほ、仁壽では、一時盛んに、其の運轉資本を、町村に於ける學校建築の如きに要する公借金に融通したものである。近頃は大部分低利資金に借換へられたので、

現在の貸附はさう大した額ではないが、以前は巨額に上つたものである。辻男がいに教育に熱心であつたかは、此の一事を以て推察する事が出来よう。

辻男が、かく教育事業に關聯して、生命保険事業を經營したといふ以外に、一般の生命保険事業に盡された功績も頗ぶる多大であつた。即ち、保険同業者の組合なる生命保険協會の理事として、明治三十八年より同四十三年まで、引續き甚大なる好意と援助を同業者の上に與へられた。明治四十三年、男が、仁壽生命の社長を辭せらるゝと共に、協會理事の資格も自然消滅したので、表面上、責任の地位を去られた形となつたが、同業者間に於ては、相變らず重要な指導者として、巨星の如き尊敬を拂はれて居た。同業者共同の利益に就ては、主として貴族院議員として、保険業者の利益を代表されたのであつて、此の辻男の逝去は、上院に於ける我保険業者の一勢力を失つたもので、一般同業者の惜みて止まざる所である。

而してこれ等の功績を述ぶると同時に、學校職員の保護に關しては、辻男は、單に生命保険のみに満足されなかつたといふ事を忘れてはならない。

二三年前の事である。辻男の計畫されたる教員互助法調査を帝國教育會で初めた

のである。學校教員の扶助方法としては、普通の生命保険のみでは充分でない。何とか別に適當な方法を發見したいといふので、特に委員を選定して、これが研究、調査を托された。私もその委員の一人に選ばれたが、未だ實行するに至らないうちに、政府が、簡易保険の計畫を發表したため、一昨年（大正二年）來調査を中止した。辻男は、それがいかにも不本意であつたらしい。私が病褥に男を訪ねた時も、男は沈痛なおももちで學校教員保護の爲め、何か適切な互助の方法はないものかと、しきりに考へこんで居られた。

男は、終始一貫、かく教育界ならびに教育者の爲めに盡され、病褥に横たはるも尙ほ、教育の事は念頭を去らなかつたのである。而して生命保險會社の創立がまた教育者の爲めに計畫されたものである事を知るに於ては男が如何に教育の熱愛者であつたかに驚くであらう。

悲しいかな此の人今や亡し。我教育界のため、保險のため、男の長逝を惜しむもの、ただに私一人のみではあるまい。」

第八章 晩年時代

授爵の恩命

四十一年十二月十二日、帝國教育會創立滿二十五年記念會を舉行する由天聽に達するや

天皇陛下に於かせられては、畏多くも、先生が多年教育事業に力を盡したる功勞を嘉みせられ、特に授爵の恩命を賜はつたのである。

同日午前十時三十分先生、御召により參内、同十一時、宮中に於て宮内大臣より、左の通り、爵記を下賜せられた。

御名	御璽	正三位勳一等	辻	新	次
依勳功特授男爵					

明治四十一年十二月十二日	宮内大臣正二位勳一等伯爵	田	中	光	顯
--------------	--------------	---	---	---	---

爵記を拜受したる先生は、謹て御禮言上、直ちに賢所に參拜、左の誓書を捧げた。

臣 新次 世爵ノ榮ヲ賜ヒ併セテ

聖勅ノ辱キヲ拜ス敬テ

皇祖ノ神靈ニ奉對シ仰テ

盛旨ヲ欽ミ益々忠誠ヲ致シ永ク

皇室ノ尊嚴ヲ扶翼センコトヲ誓フ庶幾クハ

神明此レヲ鑒ミ給ハンコトヲ

明治四十一年十二月十二日

正三位勳一等男爵

辻

新次

先生の感激はいかばかりであつたらうか。その昔、信州一小藩の微臣に過ぎなかつた身が、今や皇室の藩屏として、華族に列せられ、男爵を賜はつたのである。それ孝は親に事ふまつるに始まり、君に事ふまつるに中し、身を立つるに終る。——忠孝兩全の酬ひは、今や人臣、無上の榮譽となつて、先生の晩年を飾つたのである。光榮と歡喜に、先生は殆んど言ふべき言葉を知らなかつた。

「もしお父様やお母様が、今まで生きてゐて下さつたら、どんなにお喜びになつた

らう。」

かう思つただけで、至孝の先生は、胸が一ぱいになられたに違ひない。

法名、雲林院漸翁清信居士 明治五年正月二十六日死

法名、松林院翠香清信大姉 明治三年八月二日死

先生は、殿父、慈母の温容をまざくと思ひ浮べながら、謹んで御位牌の前に、爵記を飾つて平伏した。

「身を立て道を行ひ、名を後世にあげて、以て父母をあらはすは、孝の終り也——お父様、お母様、新次が今日あるを得ましたのは、ひとへに御兩親様のおかげでございます。有難うございました。有難うございました。」

先生は、きつと心の中でさう言はれたに相違ない。

先生、授爵の事、一度世上に發表せらるゝや、同慶同祝、知ると知らざるとに論なく、手を額にして相慶賀せざるはなく、殊に教育関係の人々の満悦は非常なもので、まるで自分の事のやうに欣喜雀躍、態々祝辭を述べに来る者、祝電、祝辭を寄せ来る者ひきもきらず、門前群をなす有様であつた。先生の徳望思ふべしである。

來賀若しくは祝辭祝詞を寄せられた主なる人々は

閑院宮御使 竹内二郎太

公爵岩倉具定	公爵伊藤博文	侯爵井上馨
侯爵蜂須賀茂韶	男爵石黒忠恵	男爵濱尾新
公爵二條基弘	侯爵細川護成	子爵花房義賢
法博鳩山和夫	法博穂積陳重	公爵徳川家達
侯爵徳川義禮	子爵戸田康保	侯爵徳大寺實則
侯爵徳川頼倫	法博富井政章	公爵大山巖
伯爵大木遠吉	伯爵大隈重信	男爵大浦兼武
子爵岡部長職	子爵渡邊千秋	侯爵桂太郎
男爵加藤弘之	伯爵香川敬三	伯爵芳川顯正
子爵谷干城	伯爵田中光顯	子爵田中不二麿
侯爵鍋島直大	侯爵黒田長成	男爵久保田讓
公爵山縣有朋	男爵九鬼隆一	侯爵松方正義
伯爵松平直亮	男爵牧野伸顯	男爵福島安正

工博古	市公威	男爵肝付兼行	文博澤柳政太郎
伯爵土方久元		男爵平田東助	工博仙石貢
侯爵木戸公正			

諸氏をはじめ、仁壽生命保險會社々長下郷傳平、取締役山口久四郎、吉澤絆三郎氏等、朝野の名士七百數十名の多數に達した。祝品を寄せられた向も多かつたが、中にも日佛協會名譽總裁伏見宮貞愛親王、閑院宮載仁親王、東伏見宮依仁親王三殿下から御下賜の銀盃は、家門の光榮として、先生一家の喜びを新たにした。

祝賀會の招待状が毎日のやうに來た。四十二年十二月二十一日の信濃親睦會を筆頭に、祝榮會、生命保險協會、帝國教育會、信濃教育會等々々、殆んど應接に遑ない程であつた。

祝賀の詩歌を寄せられた人も澤山あつた。肝付男爵、南摩綱紀氏をはじめ、數十人に及んだ。新男爵夫人里子は、夫君の光榮を祝して左の如く詠んだ。

ことのはのはなを咲かせて久方の

雲井にたかく名をあげにけり

授爵に對する世論

四十二年一月五日發行の「新教育」誌上、樋口勘次郎氏は、左の如く述べてゐる。「辻氏は久しく官界にありて次官まで勤めたる人、明治二十九年以來、勅選議員として功勞少からざる人、而して仁壽生命保險會社の社長にして、帝國教育會の會長なり。彼の勳功を認められたるは、官界の經歷にもよるといひ得べく、勅選議員としての功勞によるものといひ得べく、實業界に於ける成績によるともいひ得べく、又帝國教育會に盡したる所によるともいひ得べく、すべての總計、又は其等の中の二三の總計によるともいひ得べし。

然るを、世人が見て、特に教育界に盡したる功績によると爲す所以は何ぞや。單に次官までの官歴にて爵位を授けられたるものなければなり。且もし之が爲ならば、氏が在官中又は野に下る時に、恩典に浴すべき道理ならん。勅選議員としての功勞また大なるべしと雖も、此の點に於ては、氏に比すべき人々も少からざるは、世人の認むる所にして、其の他の成績に對しては、既に藍綬褒章の表彰あり、特に帝國

教育會の二十五年記念式の當日に於て、授爵の恩命の下りし事などを考へ合はす時は、世人の見る所の失當に非ざる事を知るに足らん。

いふまでもなく、凡べての方面に於ける活動の動機と、其の成績とを察したまひ、尙ほ其の品行、人格より資産等までも調べしめ給ひての後にこそ、かゝる恩典をば決せしめ給ふべけれと恐察し奉らるゝなれど、辻氏が在野の身を以て、破格の榮譽を荷ひたる主因は、教育の爲め多年一日の如く盡瘁したる熱心と功勞とによらざるべからず。されば辻氏の帝國教育會式辭中にも「予にはかゝる榮爵を辱うすべき微功だになし。熟考するに、是れ或は、微臣、積年教育の事に従ひ、且諸君と共に帝國教育會に微力をさゝげたるが如き、或は今回の恩典の一條件たるべきか」といへり。願れば、教育界の人にして華族に列せられたるは、加藤氏、濱尾氏、菊池氏、久保田氏などあれど、久保田氏は日露戦争當時の内閣に一員たりしが爲にして、菊池氏は日英同盟の餘澤に浴せりと稱せられ、加藤氏は學術に盡したる爲、濱尾氏は高等教育に功勞ありしによると認めらる。然るに辻氏に至りては、私設教育團體の經營、劃策の主腦たりしによるが如し。是れ特に余輩が一言を述べて祝意を表せんと

する所以なり。(中略)

教育の方針を一定するの法如何といふに一學者の意見によるべくもあらず、一大臣の先見も誤りなきを保せず、一内閣の決する處も甚だ不安なり。朝野の高識をなるべく廣く、なるべく公平に網羅したる高等教育會議の如きものを常設して、文相をも左右する權能をも附與せば、略ぼ信賴するに足るべしと雖も、かゝる機關を組織せんことは、今日に於て望むべくもあらず、餘す所は唯だ夫れ輿論あるのみ。(中略)

教育に關してかゝる輿論を作らんとせば、全國の教育關係者を中心とし、朝野の學者、政客、實業家にして、苟くも教育に興味を有する者を集め、有力なる研究團體をつくり、活潑なる活動をもなし得る如く組織せざるべからず、帝國教育會が大日本教育會として生れ出でて以來、年を閲する事二十有五、其の間多少の曲折なきに非ずと雖も、目的とする所は健全なる輿論を作りて、學制の方針を誤らざらしめんとするにありし事、疑ふべからず。

かゝる有益なる目的を以て、他に先立ちて組織せられたる帝國教育會が、最もよく發達し、最も多くの事業をなせるは當然の事なりと雖も、辻氏の重望と經歷と、

熱心とを以て、多年一日の如く之を率ゐるありしに非ずんば、焉ぞ今日あるを致すを得んや。辻氏の榮爵を賜はりしは、誠に故ありとすべし。」(下略)

同年一月十五日發行の「日本の小學教師」には左の如く論じて居る。

(前略)「教育界の受爵者を數ふる時は、濱尾新氏と辻新次氏とが、共に男爵を授けられたるあるのみ。若し數の上より見る時は、頗る落莫の感あるも、二氏がこの恩命を蒙りたる理由を考察し來れば、其の光榮はひとり家門の上のみ留らずして、遍く教育界に弘布せるを見るべし。

蓋し濱尾氏の専門教育に於ける、辻氏の普通教育に於ける、其の勳績は萬人齊しく之を掌上に指すべし。故に二氏の授爵せらるゝや、専門教育界と普通教育界とは、孰れも自己の代表者が、この至大、最高の名譽を受けたるを喜び、同時に天下に對して之を公言するを榮とせり。

特に辻男爵の如き、一生を教育事業に獻げ、腦力を竭して足らず、更に投ずるに私財を以てし、今や高齢六十有七に達するも、猶教育の爲に盡瘁して、鬢髮の白きを忘る。男爵加藤弘之翁は、帝國教育會滿二十五年記念會に於て祝辭を述べて、該

會は辻男爵と帝國教育會との銀婚式なりと讚嘆せられしが、同一の意味を以て評さば、此の名譽ある老男爵は、其の心血を注いで偕老同穴を契りたる明治の教育と共に、金婚の祝典を擧ぐることに、將に僅かに數年の後ならんとす。是に於て吾人は、今回の授爵を迎ふるに一層の祝意を以てせざる能はず。(中略)日清戦役は如何に國民教育を重んぜざるべからざるかの鐵案を與へ、日露戦役は、如何に國民教育者の功勳が偉大なるかの確認を與へたり。この鐵案と確認とは、教育者の頭上に輝く天爵にして、むしろ兩戦役に於ける勇將猛士の人爵に譲らざるもの、而して所謂人爵なるものは、天爵の存在を顯彰するものとして、始めて眞價値あるものとせば、教育界に於ける二氏の男爵は、二氏の上より、及び教育者を代表する上より、共に他の公侯伯子に超絶する名譽とすべし。若し同じその價値の上に、公侯伯子を見んことは、それ近き將來にあらん。あゝ夫れ近き將來にあらん也。(下略)

菅公の木像

先生が、昔から菅公の崇拜者であり、常に菅公の人物に私淑して居られた事は、

前にも述べた。

明治四十一年十二月、先生、授爵の恩命に接するや、聖恩の辱なさに、感激措く處を知らず、特に記念のため、此の光榮を子々孫々に傳ふべく、東京美術學校教授、帝室技藝員竹内久一氏に囑して、菅公の木像四体を彫刻せしめ、これが完成の後、一体は辻家に奉安し、他の三体は、侯爵桂太郎、男爵九鬼隆一、男爵久保田讓の三氏に贈呈されたのである。

竹内氏は熱心なる菅公研究家の一人で、多年、菅公に關するあらゆる貴重なる材料を蒐集して居られたが、先生の懇囑をうくるや、深く之を光榮として、自家及び博物館所藏の材料はいふも更なり、岩崎家其の他の所藏にかゝる古書、古畫等をも參考し、現代知名の有職、故實家等にも計り、齋戒精進、約一年の日子を費して漸く完成されたもので、袍は色濃き紫、模様は藻がつみ、下襲は赤、平緒は群青、太刀は蒔繪、笏は素地、裾の模様は浮線綾、裏は遠菱を用ひ、表袴の模様は窠に霞、石帯は河内國道明寺の寶物たる菅公の遺物、渡金の石帯に依りたるもの、褥は略式にして雲霓縁を附し、疊は大紋の高麗縁を用ひ、足は襪にて丈六居とし、特に顔面

には有道の君子たる相を表はしてある。

像の裏面には、紅梅の色紙形の中に

朝恩錫爵 感泣難禁

謹造此像 寓傾葵心

辻 新 次

と銘を入れ、また、疊の裏には

奉造

菅神御像

明治四十二年十二月十二日

辻男爵閣下之囑 東京美術學校教授帝室技藝員

從五位勳六等 竹内久一花押

と刻んであつた。

右に關し、彫刻者の竹内氏は、御像完成に至るまでの苦心を、左の如く語つて居る。「私が菅公の御像を製作することになりましたのは、初め辻さんが美術學校に來られて、菅公像の事に就て校長と相談されました。その時校長が、豊公三百年祭の折

に、私の造りました手頭木地で、其の他が着色の豊公像を御覽に入れたのです、所が菅公の御像も此の趣向でよいといふ事になりまして、その後、私も辻さんにお目にかゝり、菅公の御像については、多年苦心研究して居ることを申し上げます、意匠を始め、何から何まで、一切私に一任されましたから、私も快く承諾致しまして、これを製作した次第でございます。

材料——私は辻さんの今度の思召に非常に感じましたので、これまで集めた材料以外に、深く注意をいたしました。私は菅公の御像に關するものは、種々所藏して居りますが、就中、樂翁公の舊藏の寫が最もよいのです。それは、明治十六年に、京都の畑在周氏が所藏せられたもので、氏はもと北面の武士で、有職故實に精通した人であります。私は此の人に菅公の故實なども聞きました。その他は岩崎家の古畫を始め、自分の所藏物中、安永年間に出版された貞丈の菅像辨や享和年間に出た水戸の宮部氏の書などを参考し、なほ現在の有職故實に詳しい人に相談して製作したのであります。

相好——特に注意すべきは相好でありまして、自分もこれには苦心を重ねました。

衣冠の事などは、主として菅像辨に依つたのであります。そして袍の模様ですが、これには、雲鶴にするものと藻がつみにするものと二通りありますけれども、私は藻がつみの方が、御像に對してうつりがよいから之を用ひ、色も黒にする人がありますが、黒では強過ぎると思つて、濃き紫にいたしました。下襲は赤、平緒は古畫によつて群青、太刀も古畫によつて蒔繪の趣向に致しました。一体この太刀については、種々議論がありました、無い方がよいといふ人もあり、有る方がよいといふものもあります。然し私の考では、菅公は右大臣たると同時に、右近衛大將といふ武官を兼ねられたのであるから、やはり太刀はあつた方がよいと思ふので用ひました。笏は木地を用ひ、裾は凡そ二たぐり半位にあてて、模様を浮線綾にし、裏を遠菱にしました。表袴は窠に霞、これは古畫によつてさうしたのです。石帯は河内國道明寺の寶物たる菅公の遺物、渡金の石帯に據りました。今日ではとても出来ない事です、また、やかましくない時分に、道明寺に行つた事がありますので、私は其の時、遺物の石帯の型を石膏でとつて持つて來て居りますので、その型によつたのであります。褥には雲霓縁をつけましたが、菅公は神様であるから差支ないと思ふの

で、略式にしてさういたしました。疊は大紋の高麗縁にして、御足は襪で、丈六居にしたのであります。

面相——菅公は文徳有道の君子であると、私は深く信じて居りますから、十分これを表すことに努めました。また、表し得たというてもよからうと思ふのであります。ごうも、これまで世間にある像を見るに、多くは菅公も、豊公も、清正公も差別がない。梅鉢の紋所を附すれば、何れも菅公になる蛇の目の紋所を附すれば、清正公になるただ紋所で區別するといふのが、普通一般であります。私の製作した御像は、左様な出来合ものとは全く違ひ、特別誂のもので、紋所はなくとも、ごこに据えましても、菅公に見えるやうに作りました。それ故公の紋所たる梅の花も、生前これを愛されたといふ所から、僅かに太刀と疊とに、紅梅をあしらつただけであります。云々」

先主、先師、先考妣謝恩祭

明治四十四年、先生はめでたく古稀の齡に達せられたので、舊藩主戸田子爵は、

特に一月十七日、戸田家の定紋をつけた木杯一箇に、酒肴料を添へて祝意を表されたが、同月三十一日には、畏多くも宮中にお召を蒙り、御紋付銀製御盃、並に酒肴料を賜はつた。

この事をもれ承つた同郷の人々——福島安正中將、侍醫西郷吉義氏、篠田利英氏等の舊松本藩出身の諸名士が集つて、先生の爲めに、盛大なる壽筵を開かうといふ内相談があり、その打合せ旁々、發起人の一人が先生をお訪ねして、來意を申し上げますと、先生は滿眼に涙を浮べ

「いつもながら諸君の御好意は涙の出るほど嬉しいが、私の爲めに壽筵をお張り下さる事だけは御遠慮申上げたい。

といふのは、此の際、私から皆さんに願ひしたい事があるのです。

私は近頃しみじみ世の中に自分程幸福な者はないと思つて居る。此の聖代に生を享け、曩には授爵の殊恩を辱うし、今また此の恩賜を拜するの光榮を荷ふ。何といつて御禮を申上げてよいやら、唯感泣の外はない。

思ふに、私の今日ある所以は、主として父母の鞠育の恩であり、次いでは舊藩主

を始め、先主、先師方の誘掖薰陶の恩による。それを思ひ、之を思へば、追慕、感激の情に禁えない。近き將來に於て是非共如上の人々に對し、感謝の微意を表したいと念願して居たのである。

今のお話を伺つて、丁度よい機會だと思ふから特にお願ひする。私の爲に壽筵をお開き下さる代りに、私が主催しようとする先主、先師、先考妣の謝恩祭にお力添へを願ひたい。何分はじめての試みであるから、私にも見當がつかない事が多い。幸ひに皆さんの御盡力により、此の念願を達成する事が出来れば、ひとり私の光榮のみならず、社會風教のためにも、貢獻する所が多大であらうと思ふ。」と、事をわけての懇談であつた。

「よく分りました。歸つて一同に相談の上、改めて御返事を申し上げます。」と答へて歸つた發起人が、先生の申出を一同に報告すると

「せつかく先生がさういはれるのならば、吾々の計畫はまたの機會に譲る事にして、此の際は先生の御意思を尊重して、協力一致、謝恩祭にお力添へする事にしようではないか。」と相談一決、その旨を先生にお答へすると、先生も非常な満悦で、早速

準備に取りかゝらうといふ事になつて、先生の指名により、篠田利英、吉武榮之進、岡田正美、大橋元成、小野正尊の諸氏が中心となり、専ら先生の旨を承けてプランを立て、一切の準備を整へて、四十四年の六月二十五日を卜し、東京築地精養軒に於いて先主、先師、先考妣の謝恩祭を舉行する事に決定したのである。

先主は即ち舊松本藩主戸田光則公で、先師は木澤晋輔、大久保宗郁、柴田利直、稻村爲道、西郷元善、吉武樗、秩父中、宇都宮三郎、桂川甫策、小林惟徳、入江文郎の諸氏、先考はいふまでもなく、辻大淵介如水先生、先妣は生母堀内孝子夫人で、外に存命中であつた木澤成肅翁、並びに生死不明の宇田精一郎氏にも謝意を表する事に決定。六月十八日を以て、男爵ならびに夫人の名により、左の案内狀を知己友人に發送されたのである。

拜啓、來る二十五日、築地精養軒に於て、先主、先師、先考妣の謝恩祭を執行いたし、終て小宴相催し候間、御繰合せ、同日午後一時より同所へ御枉駕被下度希望仕候。御臨席被下候はゞ、光榮の至りに御座候。右御案内申上候 敬具

明治四十四年六月十八日

里 子

猶ほ右案内狀には、左の次第書並びに目錄を添付された。

(御服御隨意 貴答を請ふ)

次第書

六月二十五日午後一時

一、先主、先師、先考妣謝恩祭を行ふ

齊主大教正平田盛胤君

一、演説

一、式辭

一、謝辭

一、同辭

一、祝辭

一、同辭

一、同辭

一、同辭

男爵 辻

新次

子爵 戸田 康保君

木澤 成肅君

澤柳 政太郎君

肝付 兼行君

加藤 弘之君

小松原 英太郎君

文學博士 文部大臣 山本東次郎

午後三時

一、餘興

一、狂言 靱猿

一、講談 武士道の花

一、手品 武士道の花

一、狂言 蝸牛

午後五時

一、開宴

目錄

一、先主從三位戸田光則公肖像

一、同書類面

一、木澤成肅先生書戸田光則公傳

一、先師天齋木澤晋輔先生書

一、同詩

一、同手翰

一、孝經註釋

山本東次郎
眞龍齋 貞水
松旭齋 小正一
山本東次郎

- 一、兵要録演釋
- 一、先師柴田利直先生寫眞
- 一、先師西郷元善先生寫眞
- 一、同 手翰
- 一、先師吉武樗先生寫眞
- 一、同 手翰
- 一、先師秩父中先生寫眞
- 一、生徒必讀 童子の杖
- 一、先師宇都宮三郎先生寫眞
- 一、釀酒新法
- 一、化學應用解石散
- 一、宇都宮氏經歷談
- 一、先師桂川甫策先生寫眞
- 一、同 手翰
- 一、先師小林惟德先生肖像
- 一、同書手本
- 一、佛アルファベ

- 一、法語會話篇
- 一、法語會話篇譯解
- 一、先師入江文郎先生肖像
- 一、同 傳
- 一、同碑文拓本
- 一、先考辻大淵介如水翁肖像
- 一、先妣堀内孝子肖像
- 一、先考辻如水翁短冊
- 一、同 手翰
- 一、辻漸翁墓拓本
- 一、同室堀内氏墓拓本

催主としての演説

いよく當日となると、式場祭壇には神酒、神饌並に神神を供へ、係員一同、威儀を正して來賓の到着を待ち受ける。十二時半頃から、案内を受けた朝野の名士が、續々と乗り込んで来る。定刻前、既に數百名の多數に達したのである。

正一時、來賓一同の着席を俟つて、齋主大教正平田盛胤氏、鹽湯行事をなして後、降神式を行ひ、謹んで祭詞を朗讀する。ついで催主辻男爵、先主、先師の親族並に遺族の禮拜あり。莊重なる奏樂裡に式を終りて後、先生は起つて左の如く述べられた。

閣下、諸君、今日は多數の御來臨を辱う致しまして、誠に光榮の至りでございます。今日、此の謝恩祭を行ひます事柄を、訥辯ながら、一言演説を致したいと考へて居りました所が、何分其の時間がありませんから、已むを得ず此の手控を讀みまして、演説に代へたいと思ひます。

本日、大教正平田盛胤氏を齋主として、清酌庶羞の典を擧げて、先主、先師及び先考先妣の靈を祭らしめたり。先主とは松本藩主従三位戸田光則公のことにし、先師とは木澤晋輔、大久保宗郁、柴田利直、稻村爲道、西郷元善、吉武樗、秩父中、宇都宮三郎、桂川甫策、小林惟徳、入江文郎の諸先生の事なり。

先考とは、辻大淵介如水先生のことにして、先妣とは堀内孝子夫人の事なり。先主光則公は、人に接するに誠敬を以てし、己を持するに端莊を以てす。情は内外に孚り、義は郷邦に重し。予の藩に事ふるや、公の寵遇叨にし、高恩未だ報

ゆるに及ばずして、生死永く訣れ、追懷感傷、常に終天の恨を懷けり。

先師木澤、大久保、柴田の三先生には、予、幼時、讀書及習字の教授を受け、年稍長じて漢籍を修め、旁ら詩文を學べり。予が修身道德上に於ける修養は、實に三先生の賜なり。稻村先生には、劍術を受け、以て心身を鍛鍊し、西郷、吉武の二先生には、予が洋學に志してより、常に其の指導を仰ぎ、秩父先生には蘭學を、宇都宮、桂川の二先生には、化學を、小林、入江の二先生には佛蘭西學を學びたり。先考には予が生れしより、三十一ヶ年間、先妣には同じく二十九ヶ年間、慈愛なる鞠音と教訓とを受け、洪恩山よりも高く、海よりも深し。

新次 聖世の化に浴し、庸陋の身を以て敢て文教の事に與かり、曩には特に授爵の恩命を辱うし、又本年一月には七十歳の高齡に付、御紋付銀盃並に酒肴料を賜はれり。是れ皆先主、先師及び先考妣等の賜にあらずんばあらず。

回顧すれば、幾多の風雪は榮枯を翻し、先主に對して未だ報恩の禮を致さず、先師に對して未だ謝恩の意を表せず。花晨月夕、時に追懷し、情は屢々動けども、儀遂に成らずして以て今日に至り、素懷に負ける事久し。今茲七旬の齡に達して、

先主、先師並に先考、先妣を懷ふ情更に切なるを覺ゆ。乃ち本日をとして謝恩の典を擧げ、以て舊恩の萬分の一に報いんと欲す。祭筵俎豆の儀整はされども、遺墨に接し、遺像を拜すれば、其の風采温容、恍として眼に映じ、懷舊の涙自ら禁ずること能はざるものあり。

又、予が恩師としては、以上の恩師の外に、尙ほ木澤成肅、宇田精一郎の二先生あり。本日、此の祭典を行ふに際して、同時に謝恩の意を表せんとす。

木澤成肅先生は、予が幼少の時、讀書並に習字を學びし恩師なり。本年齡八十一歳に躋り、嬰鑠として今尙ほ子弟を教育せらる。誠に欽仰すべきなり。特に本日は先生の御臨席を辱うし、欣喜の至に堪へず。

宇田先生は、予が始めて蘭語を學びし恩師なり。先生には、爾來音信を缺き、常に想慕して措く能はされども、如何せん、其の消息を詳にすることを得ず。此の奠禮を執るに當りても、先生を招待せんと欲して得ず。尊靈を祭らんと欲して亦之を爲すこと能はざるは、誠に遺憾の至なり。

本日、此の奠を擧ぐるに當りて、木澤先生を初めとして、先主、先師の御遺族

を招待し、且つ予が常に厚誼を辱うせる諸君の來臨を乞ひしにかく多數の來賓を得たるは、予の最も光榮とし、感佩に堪へざる所なり。茲に先主、先師の略歴を述べて、以て敬慕の微衷を表す。(略歴略)

之を以て今日の演説を申上げるの代りと致しますから、左様御承知を願ひます。此の口述控は、閣下、諸君の御手許にあげて置きましたが、大分、中には誤寫の處もありますから、その思召で御讀みを願ひます。」

續いて戸田康保子爵、木澤成肅氏の謝辭、澤柳政太郎氏、肝付兼行男、加藤弘之男、小松原文部大臣、及び佛國代理大使ロヂエー、クローヌ氏の祝辭ありて餘興に移つたが、八十一歳の老齡を保てる恩師木澤成肅氏に對する、先生の至ざるなき奉仕ぶりは、見る人をして感激せしめた。

當日、來會された主なる人は、前記の他、濱尾男爵、仁壽生命保險會社からは下郷社長、山口、吉澤、三野村の三重役、久保田男爵、九鬼男爵、江木千之、阪谷男爵をはじめ三百餘名であつた。

當日の謝辭、祝辭及び祝辭演説の主なるものを左に掲ぐ。

戸田子爵の謝辭

正三位男爵辻新次君が、今日其先主、先師、先考妣の謝恩祭を行ふに當り、予は被祭者遺族の一人として、此席に臨みて一言を述ぶることを得るは最も光榮とする所なり。

男爵の今日ある所以は、少壯夙に洋學に志し、邁往猛進、堅忍耐久、而して之を貫くに誠意と正心とを以てし、以て忠孝の道を行ひ、交友の誼を完うし、職務に忠實なりしに由るものと確信す。然れども君の斯の如き美德を備ふるに至りしもの、亦必ず由りて基く所あらん、是れ謝恩祭ある所以なるべし。

男爵の先考辻大淵介如水氏は、予が先々代即ち祖父光則の松本藩主たりし時代、嘉永三年庚戌正月、松本藩に徵召せられて、藩士に列し、新に一家を興して、藩の爲めに終始忠勤を盡されし人にして、予が常に追慕して敬意を表する所なり。

男爵は實に大淵介氏の二男なりしが、亦先々代光則の藩主たりし時代、慶應三年丁卯三月、藩士に列せられ、亦新に一家を興して、藩の爲めに忠勤を盡された

り。予は窃に辻家の世忠に敬服せり。

男爵は廢藩の後と雖も、予が家に對しては特に厚誼を寄せられ、嘗て藩主に仕へし時の如く、終始其力を盡され、去る明治二十年の頃、當家を思ふの至情よりして、當家の家政をして益々齊整せしめんとして、我祖父光則に對して、商議委員規程を設けて、男爵に商議委員を囑託することとなれり、其後之れを參酌して、戸田家家範を制定するに至れり。

又、予が丁年に達せざりし時に於ては、男爵は親族會員に列して輔佐の勞を執られたり。要するに祖父以來當家の爲め、諸般の事項に就きて深く意を用ひられたるは、予の感謝に堪へざる所なり。

思ふに今回男爵が開催せられたる先主、先師、先考妣謝恩の祭典は、所謂生事盡力、死事盡思ものにして其舉の世道人心に關する、蓋し鮮尠ならざるを信す。感激の餘、茲に遺族に代りて謝辭を述べ、併せて祝辭とす。

明治四十四年六月二十五日

子爵 戸田 康 保

木澤成肅氏の謝辭

不肖成肅盥手拜跪敬白す。

正三位勳一等辻男爵閣下、恒に君父師薫陶の厚恩を追懷せられ、是歲辛亥仲夏、榴花紅を燃し、荷葉綠を浮ぶの好期を卜し、築地精養軒に於て先主、先師、先考妣謝恩祭を舉行し、舊松本藩主故從三位戸田光則侯、及故嚴父慈母先師某等の恩靈を奠祀せらる。吾先考木澤晋輔も、辱師の縁因を以て是の盛壇に陪祀せらるゝを得るは、無上の光榮にして、感泣に堪へざるなり。抑も辻男爵閣下は、幼より英敏、夙に漢洋の學を究め、多年螢雪の苦學を嘗め、遂に大成し、大に國家に裨益せられ、永く文部の顯職に在任し、朝野の爲に盡瘁せられ、夙に帝國教育會を興し、我國教育の基本を立てられしは、所謂萬世の師、天下の法と爲すものにして、其功勞を擧て謂ふべからず。則ち全國の教育者たるものは、皆閣下の庇蔭を蒙らざるは無し、斯の如く國家に大功徳あるものは、必ず名譽幸福を得る、是れ自然の理なり。先哲曰く大徳は必ず其位を得、必ず其祿を得、必ず其壽を得と、

今閣下に於て之を視たり矣。曩に朝廷、閣下を優遇せられ、榮爵を賜ひ、華族に列し、其光榮萬世子孫に及ぶ。是則ち碩學盡忠の偉功なるに因るや言を俟たずと雖も、君父師の薫陶、朋友故舊の獎勵も亦與りて力あるべし。故に閣下之を追懷せられ、今日是の盛儀を行はれ、君父師の衆靈を腆祭し、朋友故舊を招饗せらる。嗚呼九原の靈魂も、閣下敬神の誠意、追遠の厚情に感應し、髣髴來享せざらん哉

明治四十四年六月二十五日

八十一卷 木澤成肅頓首再拜

澤柳政太郎氏の祝辭

閣下、淑女並に諸君、私は辻男爵閣下と郷關を同ういたします光榮により、聊か男爵家の系統の事に就て、御集りの方々よりは、幾分か多く承知して居るといふやうな關係より、僭越ながら茲に一言、此の記念すべき會に於て、御挨拶を致すことを得ましたのは、甚だ光榮と致す所でございます。

詳しいことは存じませぬが、辻男爵家はもと甲斐源氏武田氏の支流の出であるといふことであります。武田氏の没落された時は、辻家の祖先は信州筑摩郡の神

林に居を移されて、其處に代々居られたのであります。當時上條氏を姓として居られたのであります。丁度男爵の祖叔父に當られる方が、姓を辻に改められたといふ事でございます。男爵の曾祖父に當られる方と祖叔父に當られる方とは、何れも餘程英邁な方であつたといふ事を承知いたして居りますが、此方々の奮勵提擧に依りまして、男爵の先考如水先生の如きも、信州より出でて江戸に醫學を學び、眼科の蘊奥を究められて、歸つて舊藩戸田家に仕へられたといふやうな次第であるのであります。辻家の家系の事を申しますれば、餘程勤勉なる奮發心に富んだ方々を、其の家系の中に數へることが出来るのであります。東京へ奮發して學問に出られた者も、近く辻家の系統の中に、二三見るのであります。思ふに男爵の今日あるは、是等の血統を以て生れた處に因ることでもあらうと思ふのであります。

昔の人の申します如く、孝始於事親、中於事君、終於立身といふ事がありますが、辻男爵の如きは即ち孝の始、中、終を全うせられた方であつて、今日の世の中に於て誠に尊敬しなければならぬ方であらうと思ふのであります。或は又孝

經に身體髮膚受之父母、不敢毀傷、孝之始也とあります。辻男爵は嘗て舊藩主の命に依つて彈藥の製造中、負傷せられたといふ事は、其孝の始に於て聊か缺くる如き憂があります。併しながら是亦君命に依つて此の如き奇禍を獲られたといふことであります。敢て其孝を傷くることは無からうと思ふのであります。更に孝の終に於いては、立身行道、揚名於後世、以顯父母、孝之終也とあります。辻男爵の如きは、官は文部次官に至り、位は正三位勳一等に叙せられ、又特に華族に列し、男爵を授けられまして、誠に名を後世に揚ぐるに足ると申して宜からうと思ふのであります。

前に申しました通り、辻男爵家は、歴とした甲斐源氏の支流ではあります。兎に角今日までは、辻男爵が現に荷はれる如き朝廷の榮譽を荷はれたる方は、其の血統に無いと言はなければならぬのであります。併しながら只今申しました如く、孝經の正文に依つて考へて見ましても、則ち辻男爵の如きは、誠に祖先の名を後世に揚げられた者であつて、孝の最大なる處を全うせられた方と申して宜からうと思ふのであります。思ふに先考先妣在天の靈は、辻男爵が今日の榮譽を荷

はれたるを見られて、非常なる喜びを抱かれる事に違ひないと信ずる次第であります。尙又今日は先主に對し、先師に對し謝恩祭を催されたこととでございます。先生も此の如き榮譽ある人を舊臣の中に得るといふ事に就ては、非常に満足に感ぜられる事に相違なからうと思ひます。又先師は辻男爵の如き偉人を出したといふことは、即ち出藍の譽と申すべきであります。定めて喜ばしいことであらう。殊に今日此祭典に際會せられたる木澤先生に於いては、如何なる御喜びを感ぜられて居りますか、唯今御述べになりましたお辭の中に、十分我々は酌取ることが出来ようと思ふのであります。

今日の會は何れの點より申しましたが、我々辻男爵閣下の知遇を辱う致して居る者は、誠に結構であると申し上げなければならぬのであります。之を小にしては辻男爵の人格が茲に現はれ、苟くも先主に對し、先師に對し、先考先妣に對して、一日も恩を思はざることには無いと云ふ篤實なる性質が、茲に現はれたことでありまして、之を一家の私事としますれば、一家の私事に相違なからうと思ひますが、亦世道人心に大なる影響のある會合であると申して宜からうと信ずる

次第であります。

我々此會に列席いたしたる者は、願はくば辻男爵の御心を我々の心として、以て辻男爵の今日の會合が、我々に御興へ下すつた感化の大なることを、事實に於て將來生じたいと考へる次第であるのであります。尙肝付男爵、加藤老博士より御話があるといふことでありますから、私は簡単に此席に臨みました所感を陳じて、此會合の辻男爵御一家の爲に、甚だ記念すべきことであると共に、又今日の時代に於て、大に意味の有る會合であつたと、ふ一言を以て、祝辭に代へたいと存する次第であります。(拍手)

佛國代理大使ロヂエー、クロース氏の祝辭

辻男爵閣下

小官は、此の優美にして光榮ある貴國に着任してより、其の日尙ほ淺きに拘はらず、常に祖國及び祖先の名譽を高からしめたる一偉人たる閣下の性情と、行爲とに對して、爰に敬意を表する好機に接したるは、小官の欣幸とする所なり。

小官が、佛國代表者として數多の人々と共に、閣下に特別の同情を表する所以は、閣下が精勵にして倦むことなく、終始佛國及び佛國文物をして、貴邦に於て其聲價を博するに至らしめたること實に是れなり。閣下は曩に文部次官、次で佛學會長、後に日佛協會長として佛蘭西語を擴張し、延て今日、貴國と我が佛國との友誼關係を、層一層緊密ならしめんが爲め、從來、熱誠に、巧妙に、全力を竭されしは、小官の嘆賞に堪えざる所なり。

以上は、誠に小官が、閣下の主として協力せられたる事業の情況を傳聞して、衷心歡喜に堪へざるの餘り、閣下の溫良にして謙讓なる、讚辭を好まざるをも顧みず、敢て爰に貴國在留佛國人一同に代りて、感謝の誠意を謹んで表すと爾云。一千九百十一年六月二十五日

後三年、謝恩祭祀記録編纂の企あるや、仁壽生命保險會社々長下郷傳平氏は特に左の一文を寄せて、辻男爵の爲めに傾葵の誠意を表された。

下郷傳平氏の祝辭

男爵辻新次君は信州松本の邊陲に生れ、貧困の中に人と爲りて、具さに苦楚を嘗め、拮据精勵、學進み業成りて、職を文部に奉すること二十有五年、我國文教の爲めに盡すこと尠からず。今や位は正三位に陞り、勳一等に敍し、男爵を授けられ、夙に貴族院議員に勅選せられ、又錦雞間祇候の榮職に在り。而して其の家庭を窺へば、一門繁榮、兒孫の嬉々として膝を繞るもの多く、齡七十有三、尙ほ嬰鏢として意氣壯者を凌ぐの概あり。眞に福祿壽を併有するものと謂ふべし。君の言行經歷を聞くに、其の後進子弟を奮起せしむるに足るもの實に少なからず、曩に朝野の紳士相謀り、帝國教育會の門前に壽像を建て、以て君の勲業を賞揚したるも、亦故ありと謂ふべし。而して君は其の今日あるを以て、自己の英邁なる天稟と、不斷の努力とに歸せずして、主として之を先主、先師及び先考妣の德化薰育に因るものとなし、曩に謝恩祭を舉行して、以て地下の尊靈に奉告する所ありたり。何ぞ其の志の美なるや。襟懷の洒落なること、光風霽月の如く、德風餘薰、脉々として盡きざるの趣あり。世を擧げて輕佻浮華に流れ、名奔利走復た道義の何たるを知らざるもの、滔々として風を爲すの今日に當り、君の如きを見るは宛

も空谷に跫音を聴くの感なくんばあらず、今日斯くの如き人を出したることは、是れ嘗に信州の誇りとするに足るのみならず、又以て我が明治時代の立志篇を飾るに足るべし。而して君は、余の主宰する仁壽生命保險合資会社の創業者にして今尙ほ監督の地位に在り。余日夕其の警咳に接して、一層此感を深うするものあり。我社に斯る人を有することは、我社が、天下に向つて誇るに足るのみならず職員一般の活模範として、社風を薰化するの效亦少なからざるべきを信じ、欽仰の情轉た切なるものあり。頃ろ君の後進岩垂氏、謝恩祭の記事を収録して、之を後昆に傳へんとするの舉あるを聞き、聊か燕辭を寄せて傾葵の微意を表すと爾云。

大正三年六月

辱知 下 郷 傳 平

壽像の完成と除幕式

是れより曩、明治四十一年十一月十六日、帝國教育會創立滿二十五年記念會の委員會が開催された。その席上、一委員より、先生が多年會長として本會の爲に盡瘁

せられたる功績に報ゆる爲め、その壽像を教育會の敷地内に建設すべしとの動議あり。滿場一致の賛成を得て、これが實現に努力する事となり、辻會長功績表彰方法取調委員を設けて相談の結果、同四十三年十月十五日、左記の主意書を發表して洽く教育關係者に賛成を求めたのである。

男爵辻新次君銅像建設に關する主意書

男爵辻新次君は、我が國普通教育に對する功勞者なり。君が明治四十一年十二月其の主宰する帝國教育會創立滿二十五年記念會の當日を以て、授爵の榮典に浴せられたるは、蓋し此の功勞あるによりてなるべし。君が初めて教育事業に従事せられたるは、實に慶應二年、幕府開成所の教授手傳方に登用せられたる時にして、維新後、開成所並に大學の教官に歴任し、明治四年、文部省の創設に際しては、之に入りて樞機に參し、彼の學制の制定に與りて力ありしは勿論、その實施に當りては、君は則ち學務局の事務を掌り、爾後教育施政の要衝に立ち、教育會の制定又は改正等力を盡されたる所甚だ多し。殊に故森文部大臣が、學制大改革

を企畫するや、君は文部次官として、大いに之を補佐し、其の效績頗る顯著なりき。斯くて君は、在官二十有餘年の間、専心學制に盡瘁し、明治二十五年冠を掛けて野に下りし後も、尙ほ教育と離るゝ事なく、創立以來、君が盡力せられたる大日本教育會、即ち現時の帝國教育會に於て、今日に至るまで其の會務を掌理し、之に依りて我が國教育に裨益を與へたること亦極めて大なり。

君の功績に對しては、既に授爵の榮典ありと雖も、余輩等、君と親交深きもの、亦、交誼上、其の功勞を表彰して、以て推獎の意を致さんと欲する微衷禁すべからざるものあり。乃ち相謀りて左記の要項に依り、茲に君の銅像を建設せんとす。冀くは朝野同志の士、奮つて此の舉に賛助せられんことを。謹言。

明治四十三年十月

發起人

子爵	岡部	長職	伊藤	藤祐	敬	色川	圓士
	濱野	虎吉				川	
			男爵	細川	潤次郎		
				岡田	良平		

要項(略)

委員長	男爵	肝付	兼行	大東	重善
委員	色川	圓士		嘉納	治五郎
	岡田	五郎		根本	正
	多田	房之助			
	男爵	菊池	大麓	男爵	肝付
	清	水	虎五郎		(イロハ順)
	男爵	淺岡	千之	澤柳	政太郎
	江木	千之		手島	精一
	男爵	藤井	包總	木場	貞長
	男爵	前島	密	古市	公威
	中川	謙二郎		男爵	九鬼
	根本	正			川隆
	嘉納	治五郎			中川
					元

日下部	三之助	正木	直彦
松村	茂助	男爵藤井	包總
湯本	武比古	篠田	利英
佐野	安	樋口	勘治郎

此の舉一度び世上に發表せらるゝや、教育界は勿論、朝野各方面より寄附の申込殺到、日ならずして六千三百餘圓の多額に達したので、早速、壽像建設に關する工事一切を、委員正木直彦氏に依託し、同氏より更に設計を古宇田實氏に、原型を本山白雲氏に、鑄造を原安民氏に依頼し、年を重ねる事二年、大正二年十二月、めでたく竣工を告げたので、同年十二月十二日を以て盛大なる除幕式を舉行したのである。壽像は高さ台盤共六尺二寸、台石の高さ八尺、臺石の表面には

男爵辻新次君壽像

左側面には

按規内外。穩則今昔。

教育隆興。奎光烜赫。

屹斯壽像。永表丕績。

と刻んである。額は子爵福岡孝弟氏の書、銘は土屋弘氏の選、書は男爵肝付兼行氏の手になり、豫期以上の出来ばえであつた。

大正二年十二月十二日は、恰かも帝國教育會の創立滿三十年に相當し、五年前、先生が授爵の榮典に浴された記念日に相當するので、特に此の日をトして除幕式を舉行されたのである。

式は同日午後二時を以て開始された。場所は帝國教育會正門の右側、壽像の前庭で、當日は生憎の雨天であつたにも拘らず、定刻までに主賓の辻男爵及びその一家一門を始めとして、朝野の名士約二百名參集、二時半、小雨の晴れ間を見て、男爵の令孫芳子嬢（次男同次郎氏令嬢七歳）は壽像の前に進み、委員長肝付男爵の合圖に従ひ、紅白の幕を切つて落せば、笑めるが如き男爵の温容は一同の目前に現出、會衆の感激裡に除幕式を終り、次いで階上大講堂に於いて祝賀式を開き、委員湯本武比古氏の事務報告、肝付男爵の祝辭、色川圀士、梅澤親行兩氏の祝歌、内藤鳴雪翁の祝句の詠讀あり、終つて主賓辻男爵、滿場の拍手に迎へられて登壇、極めて謙遜なる謝辭を述べられ、終つて祝宴に移つたが、宴酣なる頃、菊池男爵の音頭にて

乾盃、辻男爵の萬歳を三唱し、次いで加納治五郎氏の卓上演説あり、口々に男爵の赫々たる勳功と人格とを頌讚しながら、散會したのは午後四時過ぎであつた。當日式場にて朗讀、披露された祝辭、祝歌、祝句の主なるものを左に掲ぐ。

祝辭と祝歌句

祝辭

帝國教育會長男爵辻新次君の壽像成り、本日をとして除幕式を舉行す。君は慶應年間、徳川幕府の開成所教官に任せられし以來、今日まで殆ど五十年間、其の朝にありしと、野に在るとを問はず、常に教育事業に盡瘁せられ、其の功勞の顯著なる事、今更嗚々を要せず。明治四十一年十二月十二日、帝國教育會創立滿二十五年記念會開催の日を以て、授爵の榮典に浴せられしは、蓋し此の功勞あるに因りてなるべし。是に於て吾人同志の者、亦此の當日を以て、君の教育に對する功績を表彰せんと欲して、其の議を發し、爾來拮据五閱年にして、以て此の壽像を建設するに至れり。今之を仰ぎ瞻るに、其の奕々たる風采は、長へに君の功績

を不滅に傳ふると共に、永く後人の矜式する所たらん。茲に謹みて今日の除幕式を祝し、併せて君の壽考萬年を祈る。

大正二年十二月十二日

辻男爵銅像建設委員長

男爵 肝付兼行

祝歌

辻男爵壽像除幕式にのぞみ
大人をほきまつりてよめる

平朝臣圀士

たかからむ君がよはひはこのにはに
たゝせるかたにかねて見えけり
かけしけきをしへの庭にたつ壽像を
いつれの人かあふき見さらん
とこしへに君のすかたはのこりなん
をしへの道のたえぬかきりは

辻男爵の壽像成りける時ほかひてよめる

湯本武比古

銅のこの像こそは千代かけて

君かいさををかたるなるらめ

梅澤親行

まこゝろををしへの道にさゝけつる

すかたあふかん千代よろつまでも

祝句

教へ草しくれて君の像高し

内藤鳴雪

因みに先生の壽像は、帝國教育會の會館新築と同時に、同會館の中庭、現在の場所に移轉された。

郷里郷黨と先生

先生は何人に對しても親切な人であつたが、中にも郷里及び郷黨に對しては、殊

に厚かつた人である。

郷里から出て来る青年學生を、喜んで世話されたばかりか、學資を給して書生を養はれた事も稀しくない。

先生が、後年信松會を組織し、自ら私財を投じ、多忙の身を以て會長となり、銳意力を盡されたのも、全く其の趣旨に他ならなかつた。先生は、青少年時代に、ひどい苦勞をされた爲め、學資がなくて勉強のできない人を見ると、黙つて居られなかつたのである。

信松會といふのは、育英を目的として設立されたもので、大正十四年、松本親睦會と合併したが、それまでにも、随分いろいろな仕事をして來た。舊藩主戸田子爵に頼んで、小學校の優等生に、毎年賞品を授與する事にしたのも、全く先生の力であつた。

明治の初年、佛國公使館から數名の日本學生に學資を給して、佛語の勉強を奨励した事がある。それが何かの都合で、急にやめになつたので、學生は非常に困つた。その學生の中に、大學豫備門に通學中の者が三人あつた。いづれも途方にくれて居

る由を今村有隣氏から聞かれて

「よし、私が出してやらう」といつて、多くもあらぬ俸給の中から、毎月數十圓を割いてその學業を完成せしめられたのも先生であつた。

郷里の會合や、郷黨の會合には、つとめて出席された。出席をされ、ば必ず演説をされるのが例でつた。先生は決して雄辯ではなかつた。能辯でもなかつたが、咽々の間に、よく人を動かす何物かがあつた。先生は徹頭徹尾、誠の人であつたからである。左に信濃俱樂部及佐久教育會に於ける演説の概要を採録する。

信濃俱樂部に於ける演説

古語に曰く、衣食足りて榮辱を知り、倉廩満ちて禮節を知ると、是れ實に世態を巧みに言ひ顯はしたるものにして、人生の幸福は、其の生計の安全なるに基づかずんばあらず。然れば土地の宜に應じて、殖産興業の道を立て、人々をして恒久の生業を得せしむることは、實に國家の大計にして、有志者の殊に心を用ふべき要件といふべきなり。

偕此の目的に關して、我が信濃人の職業は、從來如何に發達したるや。又將來如何なる方面に進歩すべきや。又、其の發達進歩は、能く信濃人に恒久の生業を與へ、其の幸福を導くに足るべきや。否や是れ今日にありて頗る注意すべきの點なりとす。我が信濃の一州は、全山疊山の間にありて、四隣交通の範圍甚だ狭く、州内にも、人民の輻湊する所は、松本、長野、上田、飯田の數所に過ぎずして、其の地理、自ら商業の發達に便ならず、尤も近來、鐵道の建設既に成りたるものありと雖も、州内に於て、別に四隣に接し、物貨集散の中心となるべきの望を有するの地なし。されば、信濃の將來の商業は、之を大にしては其の地方の物産を他に輸出し、之を小にしては、其の地方の需用に應ずるに過ぎずして、別段の盛運を望むべからざるに似たり。

且つ又、信濃は、州内平野乏しくして、千曲、天龍諸川の沿岸地方に、松本平、善光寺、諏訪の平、伊那の谷等あれども、幅員廣からず、故に農業敢て進まざるにあらざれども、米穀の産額甚だ多からず。明治二十一年に於ては、粳米の産八十六萬五千四百七十七石計にして州内百十萬餘の人民に、七八箇月の食を供するに過ぎ

す。其の他、雜穀、綿、麻、芋又は菜種、葉煙草、藍葉等の産の如きも、他府縣に比較するに、別に卓絶の物なければ、何れも信濃の著しき財源となすに足らざるもの如し。唯、養蠶は信濃人の大に心を用ふる所にして、特に其の技に長じ、明治二十年の調査によれば、蠶絲の産額十四萬千八百二十貫目、蠶卵紙の産額八十五萬二千八百四十九枚の多きに達して、群馬、福島二縣と隆を比し、蠶卵紙に至つては獨り之を凌駕せり。而して此の蠶絲の價額を求むれば、大凡五百三四十萬圓となるべく、其の利益たる、亦少なからずして、信濃の一州は、實に之が爲めに潤澤するものなれば、將來益々蠶絲業の改良進歩を計り、今日博し得たる聲譽をして、一層顯著ならしめんことを勉めざるべからず。

然れども、元來、地方には限りあり、生業の物産は其の價值自ら高貴ならざるを以て、前に記する所の物産のみを以て、將來信濃人の生業の繁榮を計るは、甚だ覺束なき所あるを以て、予は其の將來の職業に關しては、特に有利の工業を獎勵するの必要なることを感するなり。若し夫れ、生絲は百二三十千四圓内外に値するも、之を一反の織物に製するときは、更に六七圓以上の價を生ずべくして、其の意匠者、染業者、

織工、又は其の商人に、織物の爲めに増加せる價值に應ずる事業を興ふべく、尙又、之に精美の意匠を加へて製作するときは、其の價值更に數十圓に増加するに至るべし。況や世の漸く開け進むに従ひ、人の嗜好、高尚に赴くは自然の勢にして、是等精美の工藝品の需用は、日に月に多きを加ふべきに於ておや。されば、工藝にしてよく發達するときは、其の原料は必ずしも高貴ならざるも、工人の勤勞、無限の價を生じ、隨ひて民業繁榮して、其の富を致す測るべからざるものあるべし。

予は、右の意見に基きて、信濃の工業上の有様を觀察するに、織物には上田綺、上田紬あり、州内屈指の産物なれども、其の額僅かに五六千反、價額二萬圓内外なるべく、固より他の織物業の隆盛なる地方に比較すべきにあらず。且つ其の内國勸業博覽會の出品を見るに、縦令品質は手堅きにもせよ、其の意匠、優美にして、購買者をして満足せしむべきものゝ如きは、殆どこれあることなし。況や美術品として見るべき精美の織物類に至りては、全く其の跡を絶てり。信濃は、蠶絲の産出彼の如く多きに、其織物業は、美術的のものは勿論、實用的のものに至りても、此の如く幼稚なるは、抑も工人の未熟なるか、將た工業の貴重なることを知らざるか。

原因はそのいづれかにあるべし。又信濃は、漆汁を産すること一千餘貫目に達し、諸府縣中の産出多き部類に属すれば、之を工業に用ふるときは、一の産物を興すべしと雖も、現在飯田、木曾地方の製出する漆器の如きは、概ね粗造にして、其の博覽會に出陳せる器物に至りても、他の地方の列品に比較すれば、一として見るべきものなきが如し。

倍、信濃の將來の繁榮を期する所の工業にして、萎靡振はざること斯の如く、殊に、現在稍々發達しつつある所の織物業の如きも、甚だ望少き有様なること、予が實に遺憾に堪へざる所なり。若しも世間の有様にして昔日の如くならば、彼の上田稿、上田紬も亦一の物産たることを失はざるべしと雖も、今や他の地方の織物業の進歩の速かなる、染色の改良といひ、意匠の新奇といひ、器械の精良といひ、日に月に其の觀を新にする勢なるに、獨り信濃人のみ、依然舊套を守り、荏苒日を送らば、數年ならずして、優劣の懸隔甚しく、終に人後に墮若として又及ぶべからざること嘆ずるに至らん。想ふに、信濃の人口は、年々増殖し、其の生業を求ること益々切迫なるべきに、織物の如き、數多の人手を要し、多額の工銀を得べき宏益あ

る事業を抛棄して、其の衰廢に任ずるときは、信濃の財源を損すること、殆ど測るべからずして、實に痛惜すべき事なれば、我が信濃俱樂部の有志諸君は、第一着手として、織物業の改良發達を計劃し、續々精良優美の織物を出して、彼の西陣、桐生、足利等をして、獨り其の聲譽を專にせしめざらんことを務め、以て信濃人の職業に、一生面を開かれんこと、予が切に希望する所なり。且つ夫れ、信濃は州内の廣き、品類の多き、工業上の遺利、願ふに少からざるべし。若し之を收拾して一の物産を興すべきものあらば、諸君は又卒先して之を獎勵開成せられよ。我が信濃俱樂部の有志諸君が、是等の着實なる事業に盡力せらるゝことは、信濃の將來の幸福を啓導すること甚大にして、其の功績實に不朽なるべきを信するなり。聊鄙見の大要を述べて以て諸君に質す。(明治二十三年五月)

佐久教育會席上演説の大要

一、凡そ町村自治の困難は、其の原因、國事と町村の事とを混雜するに在り。例へば國事に於て意見を異にするがために、町村の事に就ても、亦相反目するが如

き、是れ即ち兩者を混雜するの弊なり。其不料見なること勿論なるが、町村自治の紛擾は、屢々果を教育上に及ぼすことあり。故に普通教育の進歩を圖らんと欲せば、先づ町村の和合を望まざるべからず、町村の和合を求めんと欲せば、前述の混雜を防がんことを要す。

一、信州は、農産は進歩したれ共、工藝に至つては未だ進歩せざるが如し、是れ予が、先年内國博覽會に於て、長野縣の出品中には、工藝品の甚だ少きを見て感を起したる所なり。扱農産物を其の儘に賣るよりは、更に之を製作して、所謂製造品として之を賣ること、爲さば、其の利益多きこと勿論なるが、之が基礎を爲すものは即ち教育なり。予は先づ其方法として、兒童に繪畫心を教へ込まんことを望む。何となれば、工藝上必要の知識は、主として繪畫的のことなればなり。繪畫は現に各學校にて教授し居れども、只だ空しく之を教ゆるのみにては宜しからず、宜しく其目的を立て、教育すること、爲す可し。即ち、信州は、斯々の必要ある故に、斯々の教育が必要なりと云ふ考へを以てせんことを要す。

一、予は、未だ當地の學事狀況を實見せざるが故に、當地の學校教育に就いて、適切な事を述べ難きが、凡そ地方に於ける學校教育は、小學校教育のみにては少しく不充分なり。即ち、各々其土地の宜しきに從ひ、普通小學校の外に、農藝科、商業科等を教ゆる方法を設くるを可とす。決して高尚の事は要せざれども、兎に角、小學教育のみにては、少しく不充分に思はるゝなり。予は數年前、群馬縣高崎の教育會に於て、同地方に蠶業學校設立の必要を演説せしことありしが、昨年、長野縣上田に蠶業學校の出來たるを聞き、余は、一は信州人がよく先鞭を着けたるを喜び、一は余の意見が實行せられたるを喜び、上田の蠶業學校に向て、祝詞でも送りたく思ひし程なり。余が今茲に言ふ所の農商科とは、即ち斯くの如く、其地に適切必要な學科のことにて、當地邊にては、養鯉の業盛んなれば、養鯉學校を設くるも可ならん。余は必ずしも養鯉學校を勸むるには非ず、唯一例として之を言ふのみ。當地邊は一般に富みて見ゆる故、随分右の如き學科を設くるの資力有るべし。

一、今日は、藩政時代と比較すれば、士人の氣魄衰へたるやに思はる。藩政時代に

は、國家を護持する責任を有する者は、士分以上の人にして、他の人民は之に與からざりしかども、今日は之と異りて、國民皆國家を護持するの責任あり。故に今日の國民は、皆昔の士分以上の如く、各々國家の護持を以て自ら任せざる可からず。凡そ學問あるとも、若し精神氣魄卑弱ならば、決して眞の役に立つ可からず。但し余が云ふ精神氣魄とは、別に一種特別の品物に非ず。從來我國に存する所の精神氣魄を謂ふなり。又余は此の氣魄の養成を以て、高尚の人にのみ望むに非ず、前述の如く、今日の國民は、皆、昔の士分以上の如き心得を有せざる可からざるが故に、下流卑賤の人迄も、皆此が養成に勉められんことを望む。

一、總体、日本人は、外國に對しての思想乏しきが如し。殊に我が信州は、海邊ならざるが故に、一層對外思想に缺くる所有らんか。凡そ我國の如き環海國に在つては、對外的思想は、海といふことの觀念より出づること多し。然るに海軍の軍人には、信州出身の人甚だ少し。是れ信州は、山國なるが爲ならんか。兎に角、信州人に海軍的思想乏しきは事實にして、即ち海軍に信州人の少なきが

如きも、亦其の一例と爲すに足るものなり。總て海事思想と、遠征思想とは、相伴ふものなるが故に、海事思想に缺乏せるものは、自然に引込思案になり易し。是れ余が我が信州人に對して、遺憾に思ふ所なり。然れども總て寒國の民は、暖國の人より忍耐力に富めるが故に、若し寒國の人にして、猛然奮發せば、則ちその目的とする所は、必らず之を貫徹するを得ん。福島中佐の如きは、即ち此寒國人の氣性を發表せるものなり。余は信州人が尙一步を進めて、海事思想の發達に心掛けんことを望む。

海國思想を養ふにも、小學教育の力大に與つて力あり。例へば水練を教ふるが如きも、亦頗る其素をなすに足らん。山國の人は、殊に水の縁薄きが故に、水練のことは大に必要なり。

一、凡そ教育の事ほど錯雜混淆して、且つ現時及將來に對して、至大の關係を有するものなし。教育は斯く大事業にして、其の範圍甚だ廣きが故に、隨つて、教育上の事には、又甚だ疑義多し。即ち末だ研究經驗の行届からざる事柄多し。殊に道德の事、日本歴史の事、日本文學（語學）の事等は、之を教へる方法極

めて幼稚なり。故に是等の事に就ては、充分研究調査せざるべからず、それには大日本教育會は、尤も届竟の機關なれば、諸君は研究すべき問題、又は研究の結果を該會に送り、以て教育上の輿論を造るの素と爲すべし。長野縣は東京へ便利よき故、諸君は成る可く右の手段を用ゆべし云々。(明治二十六年春頃)

電氣事業と先生

先生が、常に郷里信州の爲めに、殖産工業の發達を祈念し、或は郷黨の集會に於て、或は公の席上に於いて、極力、同郷人の注意を喚起された事は、信濃俱樂部及佐久教育會に於ける演説の筆記を見ても分るが、先生は之を郷黨にすゝめるだけでは物足らず、先づ隗よりはじめて、後之を人に及ぼすべく、明治三十年、高木守三郎、北村英一郎、池上伸三郎、關根親光氏と協力して資本金五萬圓の諏訪電氣株式會社を設立し、先生自らその社長となり、明治四十年には、更に今村清之助、北村英一郎、高木守三郎、潮田傳五郎、渡邊嘉一、金井清志、上柳喜右衛門、福原有信、小布施新三郎、淺田正文氏等と計つて、伊那電氣鐵道株式會社を設立し、選ば

れて其の社長となられたのである。

諏訪電氣株式會社

諏訪電氣の方は、明治二十七八年頃、高木守三郎氏の主唱にかゝり、先生の熱心なる贊助を得て、はじめて成立、諏訪方面に於いても降旗倉藏、兩角直哉、小口長藏氏等十數名の有力なる資本家が之に加はり、明治三十年十月二日、いよく創立總會を開く事になつたが、そこまで漕ぎつけるまでの苦心は、一通りや二通ではなかつた。生憎經濟界の不況時代にぶつかつた爲、株式の募集意の如くならず、殊に諏訪地方に於いては、電氣に對する知識が幼稚な爲め、「水から火を取るなんて、とんでもない話だ」と、テンから馬鹿にして、誰一人進んで應募する者もない有様であつたが、先生ならびに高木氏等の苦心奮闘により、兎も角も滿株にする事が出来たのである。

そこで早速下諏訪町砥川の水力を利用し、百六十キロの發電所を建設し、明治三十三年九月、先づ下諏訪町に電燈を供給し、續いて平野村、岡谷地方に電燈の供給

を開始したのである。

いかな頑迷なる地方民でも、まのあたり明煌々たる電燈の光を見ては、驚異の眼を睜らざるを得ない。「水からとれた火」の威力は、完全にランプや行燈をノックアウトして、あちらからもこちらからも、點火の申込が殺到し、上諏訪地方からも、續々申込みがあるので、翌三十四年十二月、資本金を七萬圓に増加し、極力其の需要に應ずる事にしたが、電燈の需要は累年、益々盛んになるばかりか、有力なる製糸家より、電力使用の申込もあり、從來の發電力では、到底その需要に應じ切れなくなつたので、明治四十一年八月、更に資本金倍額の十四萬圓に増加し、新たに東俵川、蝶ヶ澤に、三百八十馬力二百五十キロの發電所を増設し、漸く下諏訪、平野、川岸、港、長地、上諏訪、茅野各方面の需要者に、満足を與へる事ができるやうになつたのである。

今日から考へると實にはかく／＼しいやうだが、筆者の少年時代、小學校で、教師から電燈の話をきいた一生徒が、町かち二里もはなれて居る山上を指して「あの山の頂邊に電燈を一つつけたら、此の町が明るくなりますか」といふ奇問を發した處が、

教師は沈思黙考の末「多分明るくなるだらう」と答へたといふ珍談さへある位で、水から火がとれてたまるものかといふ嘲も、あながち無智頑迷とばかりは言へなかつたのである。

それをどうにか説きつけて、電燈のありがたさを知らせるまでの所謂創業者の苦心は同情に値する。下諏訪の町にバツとついた電燈の光を見て、先生も高木氏も思はず涙ぐんだとはさもあらう。

伊那電氣鐵道株式會社

是れより先き、高木守三郎、潮田傳五郎氏等の間に、長野縣上伊那郡辰野を起點とし、下伊那郡飯田町に至る大約三十八哩間に鐵道敷設の計畫あり、高木氏を通じて先生の贊助を求められたので、郷里の發展に資する事が出来るならと、喜んで快諾、北村英一郎、今村清之助等の賛同を得て、明治二十八年十二月十四日、帝國ホテルに於いて發起人總會を開き、東京側の創立委員として、先生を筆頭に、今村、北村、高木、潮田の諸氏が選ばれ、同月二十七日附にて發起人上柳喜右衛門、渡邊

猶人、池上伸三郎、村澤金三郎外四十名の連署を以て、前記區間、電氣鐵道敷設請願書を内務大臣に提出した結果、三十年二月二十七日、首尾よく特許狀を下附されたので、早速地方創立委員とも協議の上、資本金壹百萬圓、一株五十圓、貳萬株の募集に着手したのである。

所が、諫訪電氣同様、その頃はまだ電氣鐵道なんて、あまり類のなかつた時代で、いはゞ新規の事業であるため、利益があるものやら、ないものやら、サツパリ見當がつかないため、進んで應募しようといふものがない。

加ふるに日清戦役の直後でもあり、經濟界が一般に不況のドン底にあつた際として、資本案側の應募も思はしくなかつたので、止むを得ず、一時募集を中止し、隱忍數年、明治三十九年八月、改めて發起人に渡邊嘉一外二十四名を加へ資本金を壹百五十萬圓に増加、池上、渡邊、金井、辻、上柳、高木、福原、小布施、淺田、北村諸氏が創立委員となり、辻先生を委員長に、高木氏を常務委員に選び、株式の募集に着手したところ、丁度經濟界の景氣も恢復し、企業熱勃興の際として、數日ならずして應募株數が、募集株數に超過したので、按分比例を以て割當てるといふ盛況であ

つた。

會社では、早速軌道の敷設に着手する事になつたが、第一回の拂込金を以て、なるべく長距離の運轉をなさんとするには、發電所設置に要する資金を、軌道敷設費に轉用しなければならぬ。それには、幸ひ、隣郡の下諫訪町に諫訪電氣株式會社があり、辻先生や高木氏等が經營の實權を握つて居るので、電力購入の便宜がある爲め、當分同社から電力を供給して貰はうぢやないかといふ議が重役の間に持ちあがり、辻先生も、相互の爲め至極よからうと賛成されたので、種々交渉の結果、取敢えず、辰野、松島間に要する百三十馬力の電力を購入する事に確定、明治四十一年八月八日を以て、諫訪電との間に電力供給に關する契約を締結し内務大臣の認可を得て、同社落合發電所より、松島變電所に達する約十六哩の間に、特別高壓線を設け、所要の電力を得て開業の間に合せたのである。

以上は、極めて簡単に、諫訪電及伊那電の成立經過を述べたに過ぎないが、兩社創立に至るまでの先生の苦心、努力といふものは非常なものであつた。しかもそれは單なる營利の目的から出たのではなく、郷里信州の富源開發の爲め、百年の計を

慮つて其の成功に邁進されたのである。先生が仁壽生命保險會社に關係されたのは、全く薄給の教育家の爲に、其の生活を保證し、安んじて國民教育に従事するを得せしめようといふ、高遠の目的に外ならなかつた。その點、全く規を同じうして居る所に、先生の全人格がよくあらはれて居るのである。

墓去と餘榮

明治四十五年、先生、糖尿病を病む。

同郷の親友、侍醫頭西郷吉義氏の診察を受く。嚴に酒を禁じて攝養につとむ。

爾來、毎週、大學病院で便の検査を受けたが、大した事もなかつたので、家族もいささか安堵の胸をなで下してゐた。

大正四年三月十二日、鎌倉一の鳥居の別荘に病む。

即日、千駄ヶ谷の自邸に歸つたが、初の間は病名がわからなくて困つた。

後、帝大で便を検査した結果、アミールバ赤痢と判明した。

服藥、養生につとめたが、病氣は一進一退、中々捗々しく癒らない。

六七月頃に至つて漸く快方についた。

八月、もうよからうといふので、快氣祝ひをした。

これでいよく全快かと安心したら、九月頃から病氣はまたぶりかへして、十月頃にはもう枕があらなかつた。

病中にも、夫人の事が一番氣にかゝるらしかつた。

「里子はどうした？氣分はよさうか？」

かういつてよく病床から夫人の病床を見舞はれた。

里子夫人は氣の毒な人であつた。

明治二十年頃からリウマチスに冒され、晩年は籐椅子によりかゝつた儘、殆んど動けなかつた。

「妹病めり、病めばぞ更にいとしきに」と或人の歌にもある。それ以來、人一倍親切な先生は、どんな忙がしい時でも、朝夕夫人の病床をおとづれて、

「今日はごうだい。少しは氣分がいかい？」と、慰藉の言葉を忘れなかつた。

何でもよく里子夫人に相談された。夫人もよく先生の爲に盡された。

大正天皇の御大禮には、是非参列したいと口ぐせのやうに言つて居られたが、それもあだなる望みであつた。

「いつでも着られるやう、大禮服を手入れして置いておくれ。」といはれたのも、悲しい思出となつた。

御大禮に参列の爲め、京都に出張するから、一寸お見舞に來たといつて、西郷侍醫頭が訪ねて來た。

「どうですか?」といつた西郷氏の聲はうるんできこえた。

「有難う。」と答へた先生の眼には、涙一ばいたまつてゐた。

やつれはてた先生の顔を見て、西郷氏は思はず暗涙をのんだ。

老友同士が

「これが最後の別れかも知れぬ。」と思つた時、どんな氣持がしたかは、神のみぞ知る。

御大禮の當日には、家族一同を枕頭にあつめて、謹んで陛下の萬歳を三唱し奉つた。

十一月三十日

吹きすさぶ風の音を夢現にきゝながら、男爵は眠るが如く最後の息を引取られた。まことに穩かな臨終であつた。

享年七十四歳であつた。

十二月三日發喪。

是より曩、閑院宮、竹田宮、北白川宮各宮家より、御見舞としてお菓子折を賜はつた。

十二月一日の日付を以て左の通り陸叙加綬の御沙汰があつた。

以特旨被進位一級

叙従二位

賜旭日大綬章

十二月五日、畏きあたりより勅使として清水谷侍従を御差遣、幣帛並に祭糒料を賜はつた。

聖恩宏大一門は泣いて光榮に感激した。

英靈永へに眠る染井の墓地

葬儀は大正四年十二月六日、青山齋場に於いて、神式を以て盛大に執行された。此の日早朝、千駄ヶ谷の私邸では、喪主太郎氏をはじめ、家族、親戚一同参列、莊嚴なる棺前祭が行はれた。

終つて、途中葬列を廢し、午前十時、齋場に到着した。

葬儀次第左の如し。

- 一、着席
- 二、棺前装束
- 三、喪主以下親族着床
- 四、會葬者着床
- 五、葬主以下齋官着床（此間奏樂）
- 六、葬主齋官拜禮
- 七、奉幣

八、獻饌（此間奏樂）

九、誅詞

十、儀杖兵拜禮

十一、弔詞朗讀

十二、弔詞報告

十三、皇族御名代御拜禮

十四、喪主以下親族拜禮（八人）

十五、舊藩主拜禮

十六、肝付男爵、福島男爵、齋田博士、會葬者に挨拶

十七、會葬者拜禮

十八、撤饌

十九、撤幣

二十、葬主齋官拜禮

二十一、各退下

當日の記録に曰く

着棺、會葬者着席、神饌獻納等、奏樂裡に滞りなく終るや、誄詞奉讀あり、場内寂として聲なし。此の日天氣清朗にして、蒼空一點の微雲たになかりしが、師走の日影は、鈍く冷く地上に敷き、一樹の蔭搖がず、一葉の影ふるはず。天地全く靜寂、憂色の四邊に漲るあり、綿々として盡きせざる故人の功績は、無言の間に會葬者の胸裏を往來した。馥郁として香る花の色も、嫋々として起る樂の音も、そゞろに心を痛ましむる思ひがあつた。

誄詞終りて文部大臣高田早苗、帝國教育會々員總代肝付兼行、仁壽生命保險會社々長下郷傳平諸氏の弔詞朗讀あり、次いで學校、團體、個人より捧呈せる弔詞數十通の報告あり。かくて再び奏樂に入り、喪主辻太郎氏、家族並に親族一同拜禮、次に高田文相、濱尾、福島、肝付、久保田各男爵、田所普通學務局長、帝國教育會々員總代、仁壽生命保險會社總代、宮内省、一般會葬者の順序にて玉串を捧進、以下次第書の通り式を終り、午後、靈柩を染井の墓地に送り、儀杖兵の弔銃發射のうちに滞りなく埋葬を終つた。

かくして七十餘年間、専心教育事業の爲めに盡瘁された我國教育界の元勳、錦雞

間祇候、貴族院議員、從二位勳一等男爵辻新次先生の英靈は、苔滑らかなる染井の墓地に、永久に覺めざる眠りに入られたのである。

此の日の會葬者、無慮二千有餘名、弔詞を寄せられたもの百通の多きに達した。

文部大臣の弔詞

男爵辻新次君、俊敏の資を以て、蚤歳、西歐の學を修め、明治の初年以來、文政の樞機に參して、力を學制の制定に致し、挂冠の後、尙ほ重要なる各種の調査會、委員會等の議に與りて、文教の進歩を資け、又、多年帝國教育會々長として、教育者の提撕、誘掖に努め、孜孜として老の至るを知らず、勳績徳、巍然として斯界の耆宿たり。君の終始一貫、我が教育の爲にせらるゝの厚き、誠に至れりといふべし。而も斯界の前途は尙ほ君の力に待つ所のもの甚だ多し。今や溘焉として長逝せらる、痛惜焉んぞ勝へむ。茲に蕪辭を陳ねて哀悼の意を表す。

文部大臣 法學博士 高 田 早 苗

九鬼男爵の弔詞

親友男爵辻新次君、永く病褥にあり、厚く療養せられたるも醫藥奏效せず、遂に長逝せられたり。嗟呼悲しい哉。訃に接して痛悼の至りに堪へず、憮然たる事良や之を久しうせり。

君人と爲り眞摯忠實、事に當るや熱心、誠意を以てし、人に接する、快活にして城府を設けず、極めて深切懇篤なりき。其の心を秉る公平、身を持する高潔、夙に専ら心を教育の事に注ぎ、拮据盡瘁、數十年一日の如く、殊に全國を一團とする帝國教育會長の大任にあり、統率變理宜しきを得て、以て今日の盛大を致せり。其の成功や、才識の以て事に幹たるに足るものあるに由れりと雖も、教育社會の事、常に知識才幹のみを以て其の功を成すを得ず、必ずや眞摯忠實、熱心誠意を以て人を動かすに足るものあるに非ずんば、豈有終の美を爲すを得んや。乃ち君の如きは、此の點に於て、夙かに尋常に超越する所あり、以て其の功を大成せられたる也。又特に記すべきは文部次官たるの時、學制の發布に參畫せられ、調査研究、適當の案

を立て、遂に實施さるゝに至りたる事即ち是れ也。是れ君の閱歷中、大書すべき功績なりとす。されば、其の身を教育界より起して、特に華族に列し、榮爵を授けらるゝに至りしもの偶然に非ず。殊に此の事、帝國教育會記念の日に當りて發表せられ、特に君一人授爵の名譽を得られたるは、特筆大書すべき事なりといふべく、余の如く、親交最も敦く、且君の功績を知悉し、心私かに期待する所ありたる者には、一層欣快の情に堪へず、深く祝意を表したる次第なりき。

君はたゞに教育の事のみならず、國家的公益に關する事業に盡力し、孜孜として倦む事知らず、又其の餘力を實業界に假し、熱誠の致す所、爲に之が重きを爲せり。而して其齡高きを加ふるも、老の將に到らんとするを知らざる底の元氣を以て事に當り、勇氣旺盛にして壯者も其の後へに瞠若たるの有様なりき。其の一例をあげれば、君の忠勇顯彰會に於けるや、初めより創立の事に參劃し、盡方補翼せらる所至大なりしが、爾來理事として常任幹事の事務に當り、會務の樞機に參し、輔翼その宜しきを得、熱誠盡力、獻身的精神を以て事業の進行に努力せられ、其の功績の著大なる、枚擧に遑あらずと雖も、就中、同會の會計を監督し、嚴正明確、一絲

亂れず、能く其の安固を保證し、以て今日に至りたるは、同會の大いに多とする所にして、以て君の事に當り、物に處するの最も謹嚴確實なる一斑を見るに足る也。而して其の熱心誠實なるや、其の病床に就かれ、漸次重きを加へ、他人との面會を謝絶せらるゝに至りても、同會の事に關しては、病を力めて執筆處理せられたり。此の一事、以て君が熱誠、斃れて後已むの精神あるを知るに足るべく、是れ實に常人の企て及ぶ所に非ざるなり。

嗚呼、今や幽冥既に境を異にせり。慟哭するも及ばず、唯だ永へに君の英靈を安んじ得べきもの、君が功業の永遠不朽なるにあり、令嗣の賢、能く其の家運をして彌が上にも隆盛ならしめらるゝにあり。吾人親友の至情も、又之を以て自ら慰藉せんのみ。若しそれ痛悼の餘念は、則ち終生にして盡きざるを奈何せん。

男爵 九 鬼 隆 一

帝國教育會の弔詞

帝國教育會長男爵辻新次先生長逝せらる。嗚呼哀しい哉。惟ふに先生、幕府の末

造に方り、職を開成所に奉せられしより、前後數十年、或は當局者として力を學制の制定、釐修に致し、或は重要な各種の會議に與りて、文政の運用を賛け、終始一貫、本邦教育の爲に盡瘁せらるゝ事一日の如く、其の大勳鴻績、親しく人の耳目にあり、明治十六年九月、本會の前身たる大日本教育會の創立せらるゝや、先生推されて會長となり、爾來董督の任にある事茲に三十有餘年、常に帝國教育の振興と、教育者の提醒とを以て念とし、齡古稀を過ぎて、尙吃々として日夕會務に勤む、本會の今日ある、實に先生の賜なり。

偶本年五月、會長改選の期に當り、先生疾の故を以て其の重任を辭せられしが、我等同人の懇請を容れて、再び其の職に就き、詠じて曰く

老いぬれど病いえなば君の爲

又も教の道につくさむ

亦以て先生の志を觀るべし。爾來、先生、身、重患にあるも顧みず、親しく會務を見、或は評議員會に臨まれたるが如き、其の誠意と勤勉とは、之を聞く者誰か感激せざらむ。今や内外の形勢は、我が教育の前途に對して、更張振作を要するもの、

甚だ多大なるものあり。本會の爲すべき所、随つて日々に多きを加へんとす、斯の時に當りて先生忽焉として登仙せられ、音容杳として再び接するを得ず、懇篤なる指導亦仰ぐべからず。吾等同人の悼痛、それ何を以てか之に加へむ。嗚呼悲しい哉。しかも先生の意とする所、夙に傳へて我等同人の胸にあり、尙くは驚鈍を盡して克く之を紹介き、之を完うして遺憾なからむ事を。先生在天の靈、それ之を諒とせよ。茲に帝國教育會々員を代表し、謹みて哀悼の意を表す。

帝國教育會々員總代 男爵 肝 付 兼 行

如上の外、當日靈前に供せられたる個人又は團體、學校等の弔詞は左の多數にのぼつて居る。

子爵戸田康保、學士會、日本弘道會長伯爵德川達孝、協同會幹事男爵小澤武雄、帝國海事協會理事長男爵有地品之允、男爵會、東京市教育會長尾崎行雄、貴族院、土曜會幹事長公爵二條基弘、伊學協會々長侯爵鍋島直大、日本俱樂部會長子爵岡部長職、日本赤十字社長子爵花房義質、日佛協會理事長古市公威、日本美術協會々頭伯爵土方久元、東京女子師範學校長中川謙二郎、若溪會、東京府教育會長、長野縣

師範學校、岩倉鐵道學校、長野縣蠶糸學校卒業生總代、熊本縣師範學校、女子美術學校、熊本市尙綱高等女學校、本郷區教育會、石川縣教育會、島根縣教育會、信濃教育會、通俗教育會、宮城縣郡教育會、廣島縣教育會、之知縣教育會、新潟縣教育會、兵庫縣教育會、岐阜縣教育會、尾道教育會、名古屋市教育會、埼玉縣教育會、松本在住教員總代、長野縣出身高等師範學校卒業生總代、市政教習會、忠勇顯彰會、本郷衛生會、静岡縣三保學院、仁壽生命保險會社、伊那電車軌道株式會社、大日本雄辯會、信濃史料編纂會、花之家繪具製造會社、日本白十字社、本郷區兵事義會、信州會、信松會、松本信睦會、松本市、東京毎夕新聞社、電報通信社、井上圓了他二十七人。

墓 誌

錦雞間祇候貴族院議員從二位勳一等男爵辻新次公墓誌

公ハ松本藩士辻大淵介如水翁ノ第二子ナリ天保十三年正月九日信濃國松本ニ生ル母ハ堀内孝子刀自ナリ公弱冠ニシテ江戸ニ上リ幕府ノ蕃書調所ニ入リテ洋學ヲ修ム

慶應二年幕府ニ召サレテ開成所教授手傳トナリ維新ノ後同所教授試補ヲ申付ケラル
明治二年大學ノ設置セラル、ヤ公ソノ南校ノ少助教ニ任ゼラレ次デ中助教大助教ニ
進ム明治四年大學廢セラレテ文部省ノ置カル、ヤ公乃チ文部權少丞ニ任ゼラレ南校
大助教ヲ兼ヌ次デ南校々長ヲ仰付ラレ又開成學校長外國語學校長ノ事務ヲ取扱フ文
部權大丞文部權大書記官ヲ歴テ十三年文部大書記官ニ進ミ地方學務局長ヲ仰付ラレ
翌年普通學務局長ヲ仰付ラル十九年文部次官ニ進ミ在職六年ニシテ二十五年十一月
病ヲ以テ職ヲ辭ス朝廷年來ノ功勞ヲ思召シ特旨ヲ以テ正三位ニ陞叙セラル越エテ二
十九年貴族院議員ニ勅選セラレ次デ錦雞間祇候仰付ラレ翌年高等教育會々議員仰付
ラル四十一年教科用圖書調查委員會委員仰付ラレンノ主査委員兼第二部長ヲ命ゼラ
レ大正三年教育調查委員仰付ラレ以テ今日ニ及ベリ明治四年文部省ノ設置セラル、
ヤ公ハ加藤、町田、箕作、佐藤、岩佐ノ五氏ト共ニ入りテソノ創始ニ與リ爾後常ニ
ソノ樞議ニ參シテ明治五年ニ頒布セラレタル學制ヲ始トシテ後ノ教育令諸學校令諸
教則等ヨリ督學制度等ニ至ルマデ凡ソ教育ノ制度ニ關スルモノハ大トナク小トナク
悉クソノ編成ニ干與シ且又ソノ實施ト監督トニ精勵セリ加之明治十八年九月大日本

教育會ノ設立セラル、ヤ公選バレテソノ會長トナリ我邦國民教育ノ振興ト普及ト並
ニソノ改善トニ盡瘁スルコト實ニ前後三十有餘年企畫經營宜ヲ得テソノ功績頗ル顯
著ナルニ至レリ是ニ於テ朝廷三十九年二月特ニ勳一等ニ陞叙シテ瑞寶章ヲ賜リ又四
十一年十二月帝國教育會ノ創立滿二十五年ノ式典ヲ舉グルニ當リテ特ニ男爵ヲ授ケ
テ華族ニ列セシメ給ヘリ公ハ又日本美術協會佛學會伊學協會日佛協會內國勸業博覽
會東京女學館早稻田大學ソノ他公私ノ諸團體ヨリソノ會長部長理事審査委員評議員
顧問若クハ監督等ヲ委囑セラレタルコト枚舉スルニ遑ナク帝國藍綬章伊國佛國ノ勳
章ソノ他功牌功章賞與金品謝詞等ヲ受ケタルコト亦ソノ幾何ナルカヲ知ラズ公曩ニ
糖尿病ニ罹リ年ヲ經テ癒エズ大正四年十二月三日午後四時二十五分遂ニ東京府豊多
摩郡千駄ヶ谷町ノ邸ニ於テ薨去ス危篤ノ報天聽ニ達スルヤ特旨ヲ以テ位一級ヲ進メ
テ從二位ニ叙セラレ勳一等旭日大綬章ヲ賜レリ公幕臣岩波信義ノ第四女里子ヲ娶リ
二男三女ヲ生ム長男太郎家ヲ繼グ次男同次郎別ニ一家ヲ立テ長女敬子早世ス次女赤
子齋田功太郎ニ嫁ス三女信子野口彌三ニ嫁ス

人間 辻男爵

公人としての辻男爵に就いては、是れまでの記述によつて、略ぼその輪廓を髣髴し得たと思ふが、私人として辻男爵、人間としての辻先生に就いては、讀者は、頗ぶる物足りなさを感ずるであらうと思つて、左に其の片鱗を抄録する。

先生は趣味の人ではなかつた。たゞコック／＼として働くのが、先生の唯一の楽しみであるらしく見えた。いつ先生を私邸に訪問しても手を空しうして遊んで居られるといふやうな事は絶対になかつた。書類を調べるとか、手紙を認めるとか、二六時中、必ず何かして居られた。何もして居ないといふ事は、男爵にありてむしろ苦痛であつたらしい。

養生法としては、毎朝必ず冷水浴をされた。夜はどんなに寒い時でも、十二時前に就寝されるといふ事はなかつた。

碁將碁のやうな勝負事も大嫌ひであつた。芝居も、見せられれば見るが、自分から好んで観にゆくといふやうな事は殆んどなかつた。

よく新聞を精讀された。重要な記事には必ずしるしをつけられた。

書畫骨董も嫌ひといふ程でもなかつたらうが、之を蒐集して楽しむといふやうな風は少しもなかつた。庭木の手入れ、盆栽の愛玩、そんな事にも風馬牛であつた。一にも仕事、二にも仕事——仕事は實に先生の生命であつた。仕事さへして居れば先生は機嫌がよかつた。

そのくせ、家族の爲めには随分心をくばられた。朝から晩までいそがしく立廻つて居られる間にも、愛兒のため、時々玩具や土産を買つて來る事を忘れなかつた。酒は可なり好きであつた。氣の合つた友人と飲みはじめると、徹宵飲みつゞける事も珍らしくなかつた。

そのくせ、翌日はちやんと役所に出て、いつもの通り仕事をして居られた。宿醉のために役所を休まれたといふやうな記憶は一度もないと、久保田男爵も言つて居る。

以下、生前、先生と懇意にされた諸家の思出を摘記して、先生の風貌を偲ぶ事にする。

菊池大麓男曰く

君は實に穩和にして圓滿な人であつた。且つよく人を容れ、しかも常識に富み、人に擔がるゝ事なく、誠に得易からざる人物であつた事は、誰しもよく承知してることである。君が低き地位から身を起して、教育界に於て最も有力なる地位にまで進まれたのは、全く、此の穩和にして圓滿なる特質の然らしめた所であると思ふ。言ふまでもなく、君は明治教育界の元勳である。明治初年から、約五十年に近い年月を、熱心に教育の爲に盡された。それが爲めに明治教育の進歩發展を促したるは尠からぬ事と思ふ。云々。

義弟今村有隣氏曰く

私が男と知合になつてからも、男はよく酒を飲んだ。酔ばらつては時々議論をした。一体その頃の青年は、今の青年よりも、よく議論をしたものである。惡くいへば殺伐であるが、ごことなく武士氣質とでもいはうか、氣概にみちた所があつた。

私は、男と一緒に夜遅くまで度々酒をのんだ。そして屢々議論を闘はした事だけはよく記憶してゐる。男は、若いうちは随分酒を飲んだけれども、それがために職務を等閑にするやうなことは、決してなかつた。男の忍耐強かつた事は人もよく言つて居るが、是れだけは私も常に感心して居た。

非常な勉強家で、晩年になつても、朝から晩まで絶えず何か仕事をしてゐて、一日も安閑と休むといふ事はなかつた。長男の太郎氏が生れてからも、家にては勉強が出来ないからといつて、一時川津氏の塾へ入つたことがあつた位で、男の勤勉は若い時から、老年に至るまで少しも變らなかつた。

澤柳政太郎氏曰く

私は辻男とは同郷である。初めてお目にかゝつたのは大學在學中であつた。たしか明治十八九年頃であつたと思ふ。それから最近薨去せられる前迄知遇を辱うしたのである。

私は、在學中文部省の貸費生となつてゐた。貸費生は、卒業後文部省の指定によ

つて就職することになつてゐた。明治二十一年、大學を卒業すると、辻男から、一寸來いといふ事であつたから、出かけて行つて見ると、辻男のいはれるには、お前は文部省の貸費生だから、これからは文部省に使ふとのことであつた。

當時の學生は今日の如く、卒業後の方針などには餘り心配はしなかつた。大抵先輩の命に従つてそれ／＼就職するといふ有様であつた。

私は辻男のいはれるまゝに、文部省へ出る事を承諾した。當時辻男は文部次官を勤めて居られたので、私は男の指圖を受けて働くことになつた。それから長い間、公私共に一方ならぬ御厚誼を辱うしたのであるが、元來私は至つて我儘者であつたから、種々氣づかれた點も多かつたであらうが、つい一度も叱られた事も、注意を受けた事もなかつた。此の點から考へて見ても、辻男は、自分を律せらるゝに極めて謹言忠實であつたのに引きかへ、他人に對しては甚だ寛大であつた事がわかる。尙ほ辻男の人物に就いて、私の感服して居るのは、男の、非常に親切で且つ篤實であつた事である。男は如何なる人に對しても、又何事についても決して苟くもせず、必ず自分の力で出來得る限りの勞を取られた。人から依頼を受けた場合には、

世間普通の人なら、いゝ加減な挨拶をして置く程のことでも、自分で出來るならば相當の盡力をなし、到底できないならば、それはむづかしいといつて斷られた。

晩年にも、誰か用事を頼みに行けば、自分の手で詳しい手紙を認め、或は又わざわざ老体を以て訪問をする等、私等ならば紹介の名刺を以て済す所でも、自ら駕を枉げられるといふ有様であつた。薨去せられる間際まで、或人の依頼した事件について、非常に心配して居られて、昨年夏私が御面會した時にも其の話をせられ、自分に出來るだけの事はしたが、なほ不十分であつたのは残念である。お前も知つての通り近來は餘り長い手紙は書けぬから、逢つたらお前からよろしく言つてやつてくれと私に依頼せられた。

其の用事の如きは、依頼するものゝ方が少々無理であると思はれる。一應の勞を取られたならば、それでよいと思はれることでさへ、絶えずそれを心に置かれるなご私の最も感心してやまない所である。私は多くの人に接しても、辻男の如く篤實で親切な人は見ない。此の點については、私は常に御手本として居るのであるが、一向そのお手本とは似ないので困つて居る。

中村金藏氏曰く

私も辻男とは同郷であるが、辻男を知つたのは文部省に勤めるやうになつてからの事である。

辻男の逸話といつて別に思ひ出すものもないが、男に種々お世話になつてゐて、常に感心して居たのは、男が、いかなる人に對しても、常に親切を盡されたことである。

男爵家にはいつも澤山の訪問者があつたが、特別な用事のない限り、男は、それ等の訪問者を一々引見せられ、門前拂ひをするやうな事は一度もなかつた。そして常に同郷のものや、後進に對して、快活に、元氣よく語られた。尋ねる人があれば、必ず適當なる解決を與へられ、何か依頼する者でもあれば、自分で出来るだけの盡力は必ず致された。人と語るに城壁を設け、故意に尊大ぶるやうな態度は、男には絶對になかつた。又曖昧な返事をして、其の場のがれをするやうな輕薄な點は微塵もなかつた。

辻男は、人を導くに常に實意を以て當られた。辻男の親切であつたことは、私等のいつも敬服してゐた所である。

それから又これも人のよく語る話であるが、辻男は、多くの人の許に差出す手紙を、一々自分の手で認められた。人に代筆させるなどは殆どなかつた。私はいつとも男から手紙を貰ふ毎に思つた。私等の如き者にさへ、御自筆で、非常に丁寧な手紙を書かれる。種々さまざまの事業に従事せられ、多くの知人を有せらるゝ男が、一々自分からかゝる丁寧な手紙を書く勢力と時間でも、並大抵のものではあるまい。實にそれだけでも男爵の精力の如何に旺盛であつて、且つ職務に勤勉なるかが分る。いつ行つても必ず何かして居られる。遊んで居られることなどは全くない。私がお訪ねした時などにも、今日は少し暇だから、家の仕事をして居るなど、言はれたこともある。公務の暇だといつて、他の人のやうに遊ぶのではなく、暇ならば家の仕事をするとはいふやうに、年中、安閑として暮された事などは、恐らく一日もなかつたであらうと思はれる。

其の他、職務上の會合とか、同郷人の會合とか、何々會とかいふ會合にはいつも

出席せられた。宴會なども、私等の出る時にはいつも出られて、萬止むを得ざる事情の無い限りは、決して缺席せられる事はなかつた。是等もまた男の美談として、傳ふるに足るものではあるまいか。

小野正尊氏曰く

辻男に就いて私が常に感心して居るのは、男の人に對する態度が甚だ寛大な事である。男は殆ど怒るといふ事を知らない人であるといつてもよかつた。私は長い間男の知遇を辱うして居るが、男の怒られたのを見たことが無い。外から見えてゐて、腹をたてなければならぬと思ふ場合にも、決して腹を立てない。その忍耐力の強いには、まつたく感心せざるを得なかつた。

男はまた決して人を叱るといふことは無かつた。部下の者は勿論、下男下女に至るまで、辻男に叱られたといふものは、恐らく一人もあるまいと思ふ。

其の他に、辻男の美德といふのは、非常に勤勉であつたことである。實際、辻男はご何事にも勤勉な人は尠からうと思ふ。たゞ一生懸命に働けばよいといふ有様で

あつた。働くことが愉快なんで、遊んで居るのは苦痛だといはんばかりに、朝から晩まで、一日中働き通して働いて居られた。

是は、公務上の仕事ばかりでなく、家庭にあつても、手紙を書くとか、書類を調べるとか、絶えず何かして居られた。いつ行つて見ても、男が遊んで居られた事は一度もなかつた。

男爵家の執事は、私が知つてからも四人も代つて居るが、誰も彼も忙しくて困るといつて居る。男は自分に悠々として遊んで居る事が出来ないのです、何だのかだのと、いろ／＼用事を拵へる、従つて、執事なども忙殺されるといふ譯である。

老年になつてから、餘り多くの職務に従事する事は、誰しも苦痛であるから「せめて帝國教育會位だけにして、他は一切辭退されては如何です。その方がお身體の爲めによりしくありませんか。」と勧める者があつても、男は頭を左右にふつて「自分は働くのが楽しみである。働かずに遊んで居るのは、却つて苦痛である。だから身体が壯健である間は、決して仕事をやめないよ。」といつて笑つて居られたさうである。

私も一度、令息の太郎氏に、もう少しお仕事の分量をへらされるやう、お勧めになつては如何ですと相談した事がある。その時、太郎氏は「そんな事をいひ出すのは、却つて父の機嫌を損するばかりで、結局、何の役にもたちませんよ。」といはれたので、私も強いて言ふことが出来なかつた。

男爵には、奇行とか、逸話とかいふものはまるでなかつた。在官中も、忠實に職務を遂行せられたのみで、初めから、次官にならうの、大臣にならうのといふ野心は、毛頭持たれなかつたやうだ。これも男爵の特色であらうと思ふ。

吉澤銚三郎氏曰く

辻男爵と私との關係は、明治二十八年、私が仁壽生命に一職員として入社以來、大正四年、男が薨去されるまで、前後二十一年の長きに亘り、公私共に一方ならぬ御世話になつたのである。

その間、私は常に男爵に近接し、親しく其の聲咳に接して居たので、日常生活の上に、どれだけ大きな感化と、教訓を與へられたか分らない。一言にしていへば、

男は「最も常識に富める巨人」であつたと思ふ。

男は、人に接するに、その人の地位の上下を問はず、毫も牆壁を設くるが如きことがなかつた。例へば我々の如き者が、男を訪問しても、快く引見され、決して居留守を使はれる様なことがなく、いつも鄭重に應待せられ、此方の話を充分聽きとられた上、それに對し最も適切なる教示を與へられるといふ風で、話が終つて辭去する際でも、男は必ず自身で玄關迄送つて來られたもので、却つて此方が恐縮する位であつた。

又會社で給仕に何か用事を云ひつけられる場合でも、給仕だからとて決して見下さず、いつも極めて静かな態度で「君一寸」と呼ばれると云つた風であつた。

男は自己に對するに峻嚴、他に對しては極めて寛仁であり、決して部下を叱責するやうなことがなかつた。私も多年男の側にあつて色々な仕事を命せられたが、永い年月のことであるから随分失策もあつたに違ひないが、一度も叱言を食つた事になかつた。事實男の怒つた顔を一度も見た者はない様である。男はどこまでも圓滿な人格者であつた。

男は萬事質素で、少しも邊幅を飾らない人であつた。身につけて居られる衣服等でも、極めて簡素を旨として居られた。又男は、常に古ニツケル時計を愛用して居られたが、いつもそれも古ぼけた墓口に入れ、時計を見る際には一々その墓口を懐から出して開けて見ると云つた鹽梅で、極めて無頓着な所があつた。

男は極めて勤勉であつた。例へばどんな手紙でも必ず自分で認められ、人に代筆をさせる様なことはなかつた。會社の事業上のことで、部下に添書を與へるやうな場合にも、どんな長い内容であつても、自ら執筆せられたことは、男の精力家たるを語ると同時に、男がどんなに行届いた人であつたか分ると思ふ。男は仕事に對しては辛抱強く、一つのことは飽く迄完成されると云ふ努力の所持者であつた。

男は後年糖尿病を病んで、常に食養生に努めて居られたが、病氣の性質上、つとめて甘い物を避け、米飯も食べない様にされて居たが、或日自分に向ひ

「病氣だから止むを得ず米飯を避けて居るが、日本人は矢張り米を食はないと身體が衰へる。米飯は止めるわけには行かないね。」といつて大笑せられた事がある。此の時の温顔が未だ私にはまざくと見える様な氣がするのである。

第九章 辭令、勳記、年譜

主なる官廳辭令

明治二十九年一月三十一日、左の辭令があつた。

正三位勳二等 辻 新次

貴族院令第一條第四項ニ依リ貴族院議員ニ任ス

内閣總理大臣正二位大勳位侯爵 伊藤博文奉

同年十二月二十七日、左の辭令あり。

正三位勳二等 辻 新次

錦雞間祇候被仰付候事

宮 内 省

明治三十年六月、高等教育會議々員を仰付られた。同三十二年十一月、同上。同

三十四年十月、同上。同三十八年一月、同上。同四十一年九月、同上。
明治四十一年九月、教科用圖書調査委員會主査委員仰付けらる。
寄附金その他の行爲により賞賜を受けたる事數十回に及ぶ。

位階勳等

明治四年六月三日

敍從七位

明治九年三月二十二日

敍正六位

明治十三年五月二十五日

敍從五位

明治十五年六月十七日

敍勳四等賜旭日小綬章

勳記

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本國皇帝ハ文部大書記官兼參事院員外議官

從五位辻新次ヲ明治勳章の勳四等に敍し旭日小綬章ヲ授與ス仍テ汝ハ此位ニ屬スル
禮遇及ビ特權ヲ有スルヲ得ヘシ

神武天皇即位紀元二千五百四十二年明治十五年六月十七日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ
署シ璽ヲ鈐セシム

御名 御璽

太政大臣兼賞勳局總裁 大勳位 三條實美

元老院議官兼賞勳局副總裁從四位勳二等 大給恒

此證ヲ勘査シ第九千三百三十二號ヲ以テ勳等簿冊ニ記入ス

賞勳局主事 從五位 平井希昌

賞勳局一等秘書官正六位 横田香苗

明治十九年七月八日

敍正五位

內閣總理大臣從三位勳一等伯爵 伊藤博文宣

明治十九年十月二十八日

敍從四位

明治十九年十一月三十日

内閣總理大臣從二位勳一等伯爵 伊藤博文奉
文部次官從四位勳四等 辻 新次

敍勳三等賜旭日中綬章

勳記

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本國皇帝ハ文部次官從四位勳四等辻新次ヲ
明治勳章勳三等ニ敍シ旭日中綬章ヲ授與ス即チ此ノ位ニ屬スル禮遇及ビ特權ヲ有セ
シム

神武天皇即位紀元二千五百四十六年

明治十九年十一月三十日東京帝宮ニ於テ

親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 御璽

賞勳局總裁從三位勳二等伯爵 柳原前光

元老院議官兼賞勳局副總裁從三位勳二等子爵 大給 恒

此證ヲ勘査シ第一萬二千三百三十八號ヲ以テ勳等簿冊ニ記入ス

賞勳局書記官正五位勳五等 平井希昌

賞勳局書記官從五位勳五等 横田香苗

明治二十二年五月七日

文部次官從四位勳三等 辻 新次

伊太利國皇帝陛下ヨリ贈與シタル王冠第一等勳章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許候事
奉勅

賞勳局總裁從三位勳一等伯爵 柳原前光

賞勳局副總裁從三位勳二等子爵 大給 恒

伊太利國王冠第一等勳章勳記譯

上帝ノ仁惠ヲ享有シ國民ノ衆望ヲ負ツテ伊太利國王タル

伊太利國王冠勳章總裁

第一世ウンベルト陛下ハ左ノ勅令ニ御名ヲ署シ給ヘリ

朕内閣總理大臣兼外務大臣ノ奏議ニ基キ日本國文部次官辻新次ヲ伊太利國王冠勳章ノ大綬章佩用スル「カヅアリエレ、デ、グラン、クローチエ」ニ敍シ併テ右ノ勳位ニ對シ規定タル勳章佩用ノ特權ヲ附與ス

勳章局長ハ此勅令ノ執行ヲ管掌シ及ヒ之ヲ同局ノ簿冊ニ登録スヘシ
羅馬千八百八十九年一月二十日

内閣總理大臣兼外務大臣クリスビ

御署名

勳章局長 コグア

伊太利國王冠勳章局長ハ前記ノ詔勅ヲ執行スル爲メ辻新次閣下ヲ大綬章授與者姓名簿中(外國ノ部)第四百三十八號ニ記入シ此勳記ヲ發送ス
羅馬千八百八十九年二月二十五日

勳章局長 コグア
人員課長 アルギムート

明治二十二年十一月十三日

文部次官從四位勳三等 辻 新次

法朗西共和國政府ヨリ贈與シタルコンマンドウルドルナショナルドラレジオ
ンドンノール勳章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許候事
奉勅

賞勳局 總裁從三位勳一等伯爵 柳 原 前 光
賞勳局副總裁從三位勳二等子爵 大 給 恒

法朗西國コンマンドウルドルドルナショナルドラレジオンドンノール勳章勳
記譯

勳 記

ラルドル、ナシヨナル、ド、ラ、レジオン、ドンヌール

名 譽

本 國

ル、グラン、シヤンスリエ、ド、ロルドル、ナシヨナル、ド、ラ、レジオン、ド
ンヌール、ハ千八百八十九年九月九日ノ勅令ニ依リ法朗西共和國大統領カ日本文部

次官日本佛學會長辻新次貴下ニ、コンマンドウル、ド、ロルドル、ナシヨナル、ド、ラ、レジヨン、ドンヌール勳章ヲ贈與セシコトヲ證明ス
千八百八十九年九月九日

巴黎府ニ於テ エル、フエデール
グラン、シヤンスリエノ命ニ依リ
書記官長 ジ、ルーソー

第三千七百七十四號
検査、封緘、記牒

局長ノ命ニ依リ

副課長 ジ、ノレー

明治二十二年十一月二十五日

文部次官從四位勳三等 辻 新次

明治二十二年八月三日勅令第百三號ノ旨ニ依リ大日本帝國憲法發布記念章ヲ授與ス
大日本帝國憲法發布記念章授與之證

明治二十二年八月三日勅令第百三號ノ旨ニ依リ大日本帝國憲法發布ノ記念章ヲ授與ス
文部次官從四位勳三等 辻 新次

奉勅
明治二十二年十一月二十五日

賞勳局總裁從三位勳一等 伯爵 柳原前光
賞勳局副總裁從三位勳二等子爵 大給 恒
賞勳局書記官正五位勳四等 平井希昌
賞勳局書記官從五位勳四等 横田香苗

此證ヲ勘査シ第百五十四號ヲ以テ大日本帝國憲法發布記念章簿冊ニ登記ス

明治二十三年十一月一日

第三回内國博覽會審査官

文部次官從四位勳三等 辻 新次

多年力ヲ教育ニ盡シ本年第三回内國勸業博覽會審査官ト爲リ第五部長ヲ擔任シ所屬

審査官ノ分掌ヲ選定監督シ物品ノ審査事務ノ整理共ニ能ク舉リ其勞效顯著ナリトス
依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ之ヲ表彰ス

賞 勳 局

日本帝國褒章之記

第三回内國勸業博覽會審査官

文部次官從四位勳三等 辻 新 次

多年力ヲ教育ニ盡シ本年第三回内國勸業博覽會審査官ト爲リ第五部長ヲ擔任シ所屬
審査官ノ分掌ヲ選定監督シ物品ノ審査事務ノ整理共ニ能ク舉リ其勞效顯著ナリトス
依テ

明治十四年十二月七日

勅定藍綬褒章ヲ賜ヒ之ヲ表彰ス

明治二十三年十一月一日

奉勅

賞勳局總裁從二位勳一等伯爵 柳 原 前 光

此證ヲ勘査シ第九十三號ヲ以テ褒章簿冊ニ登記ス

賞勳局副總裁從三位勳一等子爵 大 給 恒

賞勳局書記官正五位勳四等 平 井 希 昌

賞勳局書記官從五位勳四等 横 田 香 苗

明治二十四年五月十二日

從四位勳三等 辻 新 次

敍從三位

宮内大臣從二位勳一等子爵 土 方 久 元 奉

明治二十五年八月二十六日

文部次官從三位勳三等 辻 新 次

敍勳二等賜瑞寶章

勳 記

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本國皇帝ハ文部次官從三位勳三等辻新次ヲ
明治勳章ノ勳二等ニ敍シ瑞寶章ヲ授與ス即チ此位ニ屬スル禮遇及特權ヲ有セシム

神武天皇即位紀元二千五百五十二年明治二十五年八月二十六日東京帝宮ニ於テ親ラ
名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 御璽

賞勳局總裁正三位勳二等侯爵 西園寺公望

此證ヲ勘査シ第三千七百三十號ヲ以テ勳等簿冊ニ記入ス

賞勳局書記官正五位勳四等 横田香苗

明治二十五年十一月二十四日

文部次官從三位勳二等 辻新次

特旨ヲ以テ位一級被進

宮内省

從三位勳二等 辻新次

敍正三位

宮内大臣從二位勳一等子爵 土方久元奉

明治二十七年三月九日

正三位勳二等 辻新次

明治二十七年勅令第二十三號ノ旨ニ依リ大婚二十五年祝典之章ヲ授與ス

大日本帝國大婚二十五年祝典之章之記

正三位勳二等 辻新次

明治二十七年勅令第二十三號ノ旨ニ依リ大婚二十五年祝典之章ヲ授與ス

明治二十七年三月九日

奉勅

賞勳局總裁從二位勳二等 侯爵 西園寺公望

賞勳局副總裁從三位勳一等子爵 大給 恒

此證ヲ勘査シ第六百四十二號ヲ以テ大婚二十五年祝典之章簿冊ニ登記ス

賞勳局書記官正五位勳四等 横田香苗

賞勳局書記官正七位 藤井善言

明治三十六年十二月十四日

正三位勳二等 辻新次

授旭日重光章

賞勳局

勳記

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本國皇帝ハ正三位勳二等辻新次ニ明治勳章ノ旭日重光章ヲ授與ス即チ此位ニ屬スル禮遇及特權ヲ享有セシム神武天皇即位紀元二千五百六十三年明治三十六年十二月十四日東京帝宮ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 御璽

賞勳局總裁正三位勳一等子爵 大給 恒

此證ヲ勘査シ第四萬六千三百五十二號ヲ以テ勳等簿冊ニ記入ス

賞勳局書記官從四位勳三等 横田 香苗

賞勳局書記官正六位勳五等 藤井 善言

明治三十九年四月一日

貴族院議員正三位勳二等 辻 新次

敍勳一等授瑞寶章

貴族院議員正三位勳二等 辻 新次

明治三十七八年事件ノ功ニ依リ勳一等瑞寶章ヲ授ケ賜フ

賞勳局總裁從二位勳一等子爵 大給 恒

明治四十一年十二月十二日

正三位勳一等 辻 新次

依勳功特授男爵

爵記

正三位勳一等 辻 新次

依勳功特授男爵

御名 御璽

明治四十一年十二月十二日

宮内大臣正二位勳一等伯爵 田中 光顯

大正四年十二月一日

賜旭日大綬章

從二位勳一等男爵 辻 新次

勳記

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本國皇帝ハ從二位勳一等男爵辻新次ニ明治勳章ノ旭日大綬章ヲ授與ス即チ此位ニ屬スル禮遇及ヒ特權ヲ有セシム

神武天皇即位紀元二千五百七十五年

大正四年十二月一日

東京帝宮ニ於テ親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 御璽

賞勳局總裁從二位勳一等伯爵 正親町實正

賞勳局書記官正五位勳四等 藤井善言

公私各團體と先生

國際的團體關係では

明治十九年 五月、佛學會々長に選ばれる。

同二十一年 七月、伊學協會々長に選ばれる。

同二十五年十二月、佛學會々則の改正により、理事員長に選ばれる。

同二十九年十二月、伊學協會々長を辭す。同日、同會名譽會員に推薦される。

同三十一年 二月、伊學協會より金牌を贈與せらる。

伊學協會は、前會長名譽會員正三位勳二等辻新次君の本會に對する功勞顯著なるを認め、金牌を贈呈して以て之を表彰す。

明治三十一年二月十二日

伊學協會長 侯爵 鍋島直大
同 副會長 侯爵 徳川篤敬

明治四十二年四月、日佛協會理事長を囑託さる。

同 年八月、舊佛學會々員有志より、銀製花瓶一對を贈與せらる。

同 年九月、日佛教會名譽總裁貞愛親王、載仁親王、依仁親王三殿下より

銀盃一組を賜はる。

大正 三年六月、日佛協會副會長に推薦さる。
國內關係では、

明治十八年七月、日本美術協會議員に選ばれる。

同 二十二年三月、舊松本藩主正四位戸田光則氏より、同家商議委員を囑託せらる。

同 三十年十月、諏訪電氣株式會社取締役社長に選ばれる。

同 三十三年五月、菅公會事務監督を委囑せらる。

同 三十四年十月、北海道舊土人救育會、會計監督を委囑せらる。

同 年十一月、日本体育會常議員に選舉さる。

同 三十五年三月、東邦協會評議員に推薦せらる。

同 年十一月、日本體育會名譽會員に列せらる。

同 三十六年四月、大日本水産會評議員に選ばれる。四十年五月、常議員委囑。

同 年十二月、子爵戸田康保家の親族會員に選ばれる。

同 三十七年五月、帝國海事協會特別會員に列せらる。

同 年八月、帝國義勇艦隊創設委員を囑託せらる。翌年十一月、特別會員に列す。

同 年十一月、忠勇顯彰會幹事に、翌月、同會評議員に選任せらる。

同 三十八年一月、日本体育會學校顧問を囑託さる。

同 年六月、日本弘道會商議員を、同三十九年五月同會評議員を委囑せらる。

同 年十月、日本赤十字社特別會員に列せらる。

同 三十九年二月、航海事項調査委員を囑託せらる。

同 四十年九月、伊那電車軌道株式會社取締役社長に選ばれる。

同 年五月、日本弘道會より金色功勞章を贈與せらる。

東京府市關係では、

明治二十八年七月、東京市學務委員に選ばれる。

同 年十一月、東京市名譽職市參事會員に選ばれる。翌二十九年三月辭任。

同 三十三年七月、東京市教育會評議員會議長に選ばれる。

同 三十五年二月、東京府教育品展覽會協賛會員に選ばれる。

同 年十二月、東京市名譽職市參事會員に選ばれる。翌年五月辭任。

同 三十七年六月、東京府教育會女子体育部顧問に推薦せらる。

同 年七月、東京市教育會評議員に特選せらる。
同 年八月、東京市教育會學校事業研究會議々長を囑託せらる。
同四十二年三月、東京市本郷區教育會長に選ばれる。

年 譜

天保十三年（一 歲）正月九日信濃國松本上土屋敷に生る。父は大淵介如水、母は堀内氏、名は孝、二男、幼名は鼎吉、後理之助と改む。

嘉永 六年（十二歲）藩費崇教館に入り朱子學を脩む。

安政 五年（十七歲）薩藩の浪人宇田精一郎に就いて蘭書を學ぶ。

文久 元年（二十歲）志を立て、江戸に上り苦學、一橋外蕃書調所精煉所（後化學局と改稱）に入り、大砲の鑄造、火藥製造等を學ぶ。

文久 三年（二十二歲）開成所精煉方世話心得に任ず。

元治 元年（二十三歲）實地見學の爲め、無斷にて幕府の武田耕雲齋討伐軍に加はりたる咎により藩に呼戻され、父は閉門、自分は譴責を受く。

慶應 元年（二十四歲）藩の家老野々山四郎左衛門に伴はれて、再び江戸に上る。

同 二年（二十五歲）火藥製造中、爆發、火傷の爲め目的を變更し、佛書を研究して、九月、開成所教授手傳並に出役となる。幕府より五人扶持、月手當二兩二分、別に年、銀五枚、與給さる。

同 三年（二十六歲）三月、松本藩より三人扶持給與さる。

明治 元年（二十七歳）新次郎と改名、開成所教授試補に任ず。教場監督事務を兼掌。十一月幕臣岩波小左衛門信義の四女里子を娶る。

同 二年（二十八歳）七月、大學少助教に任ず。

同 三年（二十九歳）新次と改名。二月、大學中助教に任ず。七月貢進生の教場監督を掌る。

同 四年（三十歳）六月、大學大助教に任ず。専ら南校學生の教授に當る。叙從七位、七月、大學を廢して文部省を置く。任文部權少丞兼大助教、七等出仕。文部卿大木喬任の下に教育制度の創定に參す。傍ら町田久成、佐原純一と謀り、東京神田美土代町に私立共學舎を創立、英佛學を教授す。後、宇都宮三郎の設立せる幼稚義塾を合併す。

同 五年（三十一歳）二月、六等出仕。南校校長仰付けらる。三月、明治天皇、南校に御親臨あらせらる。君、校長として教場及生徒の實驗に就いて、親しく御説明申上ぐるの光榮に浴す。八月、新たに學制を全國に頒布す。ついで第二篇を頒布す。第二篇の取調及び立案は、君専ら其衝に當る。九月、南校々長を免じ、本省勤務、學務局の事務を擔當す。同月第一大學區大學設立掛、次いで第一大學區第一學區第一番中學々長兼勤。十月、校長兼務を免じ教育部事務兼勤仰付けらる。

同 六年（三十二歳）三月、教則改正掛。四月、文書局兼務。六月、免教部省事務兼勤。同月、

第三、第四、第五大學區督學事務兼勤。七月、補五等出仕。十月、開成學校開業式御用掛。十一月、學校課長兼會計課長仰付けらる。

同 七年（三十三歳）二月、免兼會計課長、當分開成學校及外國語學校校長事務取扱兼勤仰付けらる。四月、免兼勤、學校課長專務。十一月、家祿を奉還し、東京府平民となる。

同 八年（三十四歳）二月、博物館書籍館御用掛兼勤仰付けらる。三月、免兼勤。

同 九年（三十五歳）任文部權大丞、叙正六位。

同 十年（三十六歳）任文部權大書記官。

同 十一年（三十七歳）九月、兼任太政官權大書記官、法制局事務取扱仰付けらる。

同 十二年（三十八歳）五月、學制を廢し、新たに教育令制定布告案、元老院議定に付せらるゝに付、内閣委員を命ぜらる。九月、教育令發布。

同 十三年（三十九歳）三月、免兼官、任文部大書記官、地方學務局長。五月、叙從五位、十月、教則取調掛長兼務。十二月、改正教育令發布。

同 十四年（四十歳）六月、農商工上等會員仰付けらる。七月、小學校設置區域之儀布告案、元老院議定に付せらるゝに付、内閣委員仰付けらる。十月、普通學務局長。十一月、

兼任參事院員外議官補。

同 十五年（四十一歲）六月、叙勳四等賜旭日小綬章。十月、聯區學務委員設置の件布告案、元老院議定に付せらるゝに付、内閣委員。十一月、學事諮問會々幹仰付けらる。

同 十六年（四十二歲）九月、大日本教育會々長に選舉せらる。固辭す改めて副會長に選舉せらる。十一月、公立農學校實驗用田圃免稅の件布告案元老院議定に付せらるゝに付、内閣委員仰付けらる。

同 十八年（四十四歲）一月、第一回中學校師範學校教育免許學力試驗委員長。二月、内記局長、學務二局長兼勤。七月、教育令改正の件元老院議定に付せらるゝに付、内閣委員。九月、亞細亞大博覽會組織取調委員。十二月、文部大臣官房長心得、學務局長心得兼勤仰付けらる。七月、日本美術協會議員に選ばれる。

同 十九年（四十五歲）三月、任文部次官、總務局長、叙勳任官二等。七月、叙正五位。十月、叙從四位。十一月、叙勳三等賜旭日中綬章。四月、大日本教育會々長。五月、佛學會々長に選舉さる。文部大臣森有禮を助けて學政を改革す。

同 二十年（四十六歲）五月、臨時尋常師範學校、尋常中學校、高等女學校教員檢定委員長を命ず。同二十一年（四十七歲）五月、博士會議委員。七月、伊學協會々長に選舉さる。九月、臨時全國實

物取調委員仰付けらる。

同 二十二年（四十八歲）二月、憲法發布の大典に參列し、御陪食及御陪覽の光榮を賜ふ。三月、臨時調査員長を命ず。五月、伊國皇帝より王冠第一等勳章を、十一月、フランス共和國より、コンマンドール、ド、ロルトル、ナシヨナル、ド、ラ、レジョン、ド、ヌメール勳章を贈與せらる。十一月、大日本帝國憲法發布記念章を授與せらる。十二月、命第三回内國勸業博覽會審査官第五部長。

同 二十三年（四十九歲）十月、教育勅語を賜ふ。五月、尋常師範學校、尋常中學校、高等女學校教員委員長を命ぜらる。十月、町村立學校教員の退職料及遺族扶助料、並びに府縣立學校職員の退職料、遺族扶助料に關する法律を制定す。十一月、多年教育に盡したる功勞と、第三回内國博覽會審査官としての功績により、藍綬褒賞を賜ふ。同月、全國教育者大集會より教育功章を贈與せらる。十二月、第一回帝國議會豫算案政府委員仰付けらる。

同 二十四年（五十歲）一月、文部省所管事務政府委員仰付けらる。五月、陞叙勳任一等、叙從三位。十月、第二回帝國議會文部省所管事務政府委員仰付ける。

同 二十五年（五十一歲）四月、第三回帝國議會文部省所管事務政府委員仰付けらる。八月、叙勳二

等賜瑞寶章、十一月、病氣の爲め辭職、特旨叙正三位。十二月、大日本教育會々長を辭す。佛學會理事員長に選囑さる。女子高等師範學校より感謝狀を贈らる。恩給年額千百圓を受く。

同二十六年（五十二歲）一月、東京音樂學校より唱歌「たかきいさを」を贈らる。三月、大日本教育會名譽會員に推薦、金製會章を贈與せらる。再び大日本教育會々長に就任す。十二月、東京女學館長となる。

同二十七年（五十三歲）三月、明治天皇大婚二十五年祝典に參列、御晚餐を賜はり、壽樂陪覽の光榮に浴す。九月、仁壽生命合資會社々長に選ばれる。同月、聖諭略解を刊行す。

同二十八年（五十四歲）七月、東京市學務委員に當選、十一月、東京市名譽職市參事會員に當選。同二十九年（五十五歲）一月、貴族院令第一條四項に依り貴族院議員に任ぜらる。十月、錦雞間祇候仰付けらる。十一月、大日本教育會會長を辭す。十二月、伊學協會會長を辭す。同會名譽會員に推薦さる。

同三十年（五十六歲）六月、高等教育會議々員仰付けらる。

同三十一年（五十七歲）二月、伊學協會より金牌を賜與せらる。十一月、帝國教育會々長に選舉せらる。

同三十二年（五十八歲）十一月、高等教育會議々員仰付けらる。同月子爵長岡護美等と共に學制改革同志會を組織し、運動に着手す。

同三十三年（五十九歲）七月、東京市教育會評議員會議長に選舉さる。

同三十四年（六十歲）二月、帝國教育會より「謝社會長功勞書」並に銀製花瓶を賜與せらる。十月、高等教育會々議員仰付けらる。同月、北海道舊土人教育會々計監督を委囑さる。十一月、日本體育會常議員に當選。同月、第五回内國勸業博覽會審査第九部長仰付けらる。十二月、帝國教育會會長に選舉さる。

同三十五年（六十一歲）三月、東邦協會評議員に、十二月、東京市名譽職市參事會員に選ばれる。五月、訂正増補聖諭略解を刊行す。

同三十六年（六十二歲）七月、臨時博覽會評議員仰付けらる。四月、大日本水産會評議員に、十月、戸田子爵の親族會員に選ばれる。十月、大阪市長より、第五回内國勸業博覽會記念章を、十二月、帝國教育會より功牌を賜與せらる。同月旭日重光章を賜ふ。

同三十八年（六十四歲）一月、高等教育會議員仰付けらる。五月、生命保險會社協會評議員、六月、日本弘道會商議員、十月、日本赤十字社特別社員に推さる。

同三十九年（六十五歲）四月、明治三十七八年戰役の功に依り叙勳一等賜瑞寶章。五月、滿洲及

韓國を視察す。

同 四十年(六十六歳) 九月、伊那電車軌道株式會社取締役社長、十一月、忠勇顯彰會幹事に選ばれる。
同四十二年(六十八歳) 四月、日英博覽會評議員仰付らる。三月、東京市本郷區教育會長、四月、日佛協會理事長、五月、大日本水産會常議員、七月、早稻田大學贊助員に推さる。
十二月、仁壽生命保險合資會社取締役社長を辭し、同會社監督となる。
同四十三年(六十九歳) 六月、仁壽生命保險合資會社監督を辭す。九月、再び同會社監督を委嘱さる。七月、日本弘道會本會議々員に推さる。
同四十四年(七十歳) 一月、七十歳の高齡に付き御紋付御盃并に酒肴料を下賜せらる。同月、舊藩主戸田子爵より御紋付木盃一箇及酒肴料を贈與せらる。三月、岩倉鐵道學校社員に推さる。六月、先主、先師、先考、先妣の爲めに謝恩祭を營む。

大正 二年(七十二歳) 明治四十一年、帝國教育會創立滿二十五年記念事業として企てられたる辻

會長銅像除幕式舉行。

同 三年(七十三歳) 六月、日佛協會副會長に推薦せらる。
同 四年(七十四歳) 十二月一日特旨を以て位一級を進められ、叙從二位、旭日大綬章を賜ふ。
同月三日薨去。大正四年十二月六日染井墓地に葬る。

昭和十五年六月十五日印刷
昭和十五年六月二十日發行

〔非賣品〕

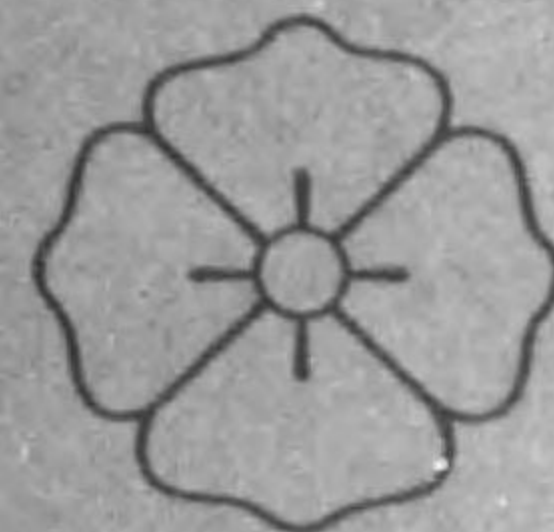
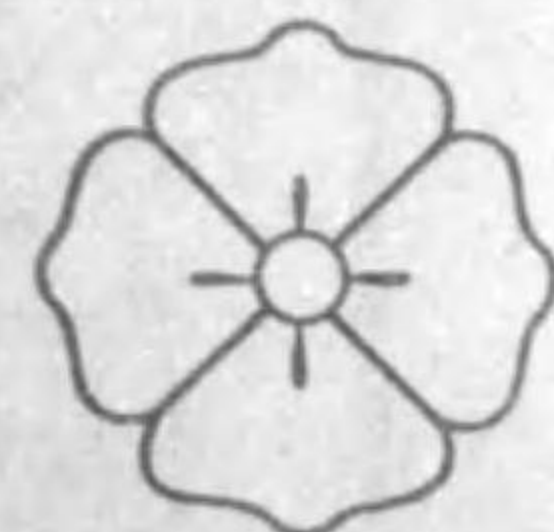
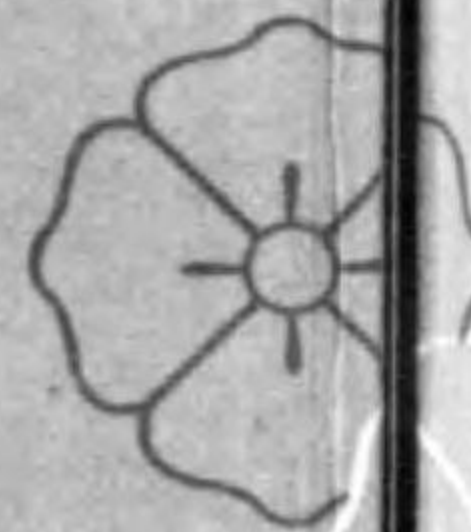
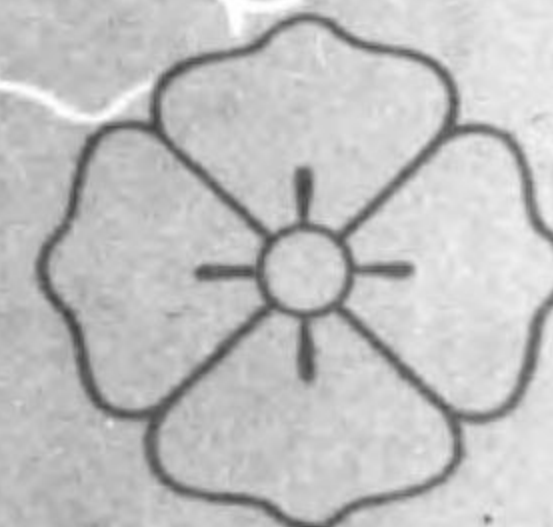
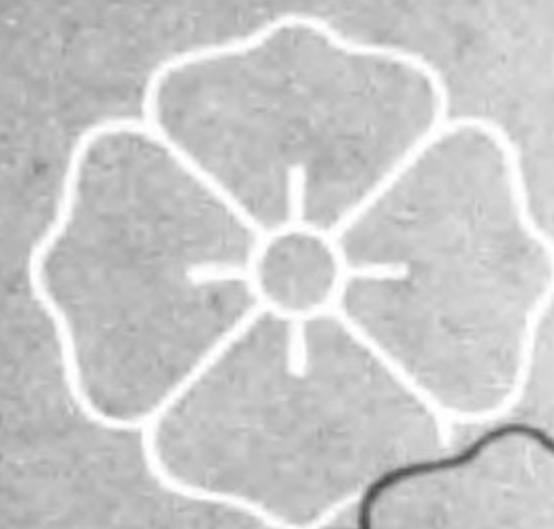
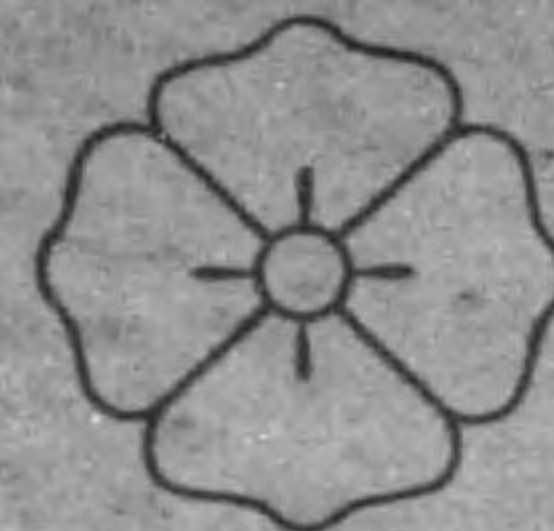
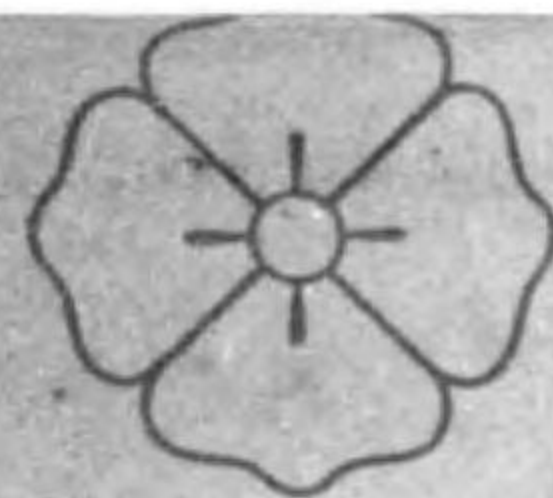
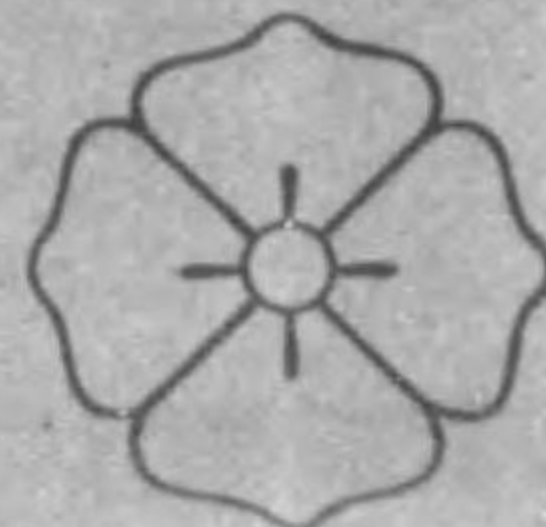
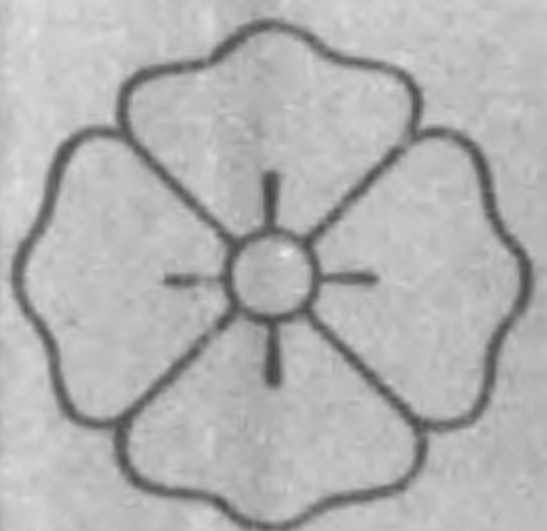
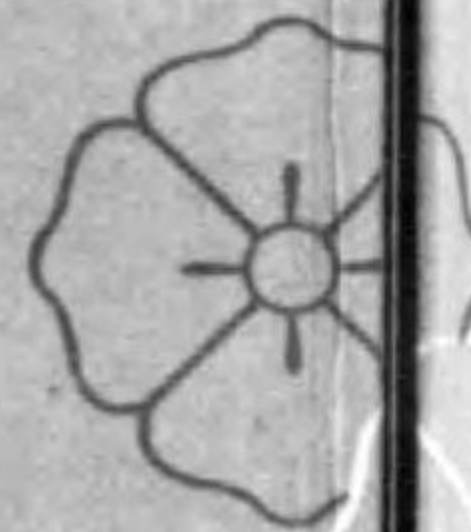
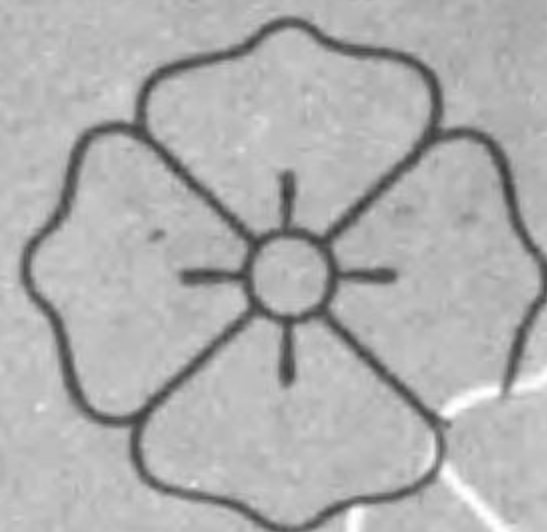
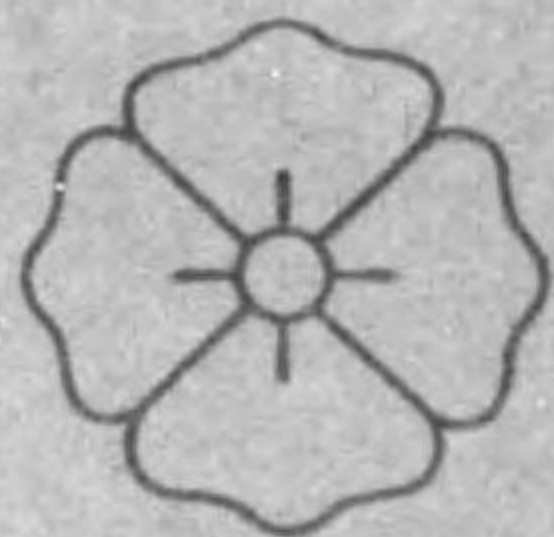
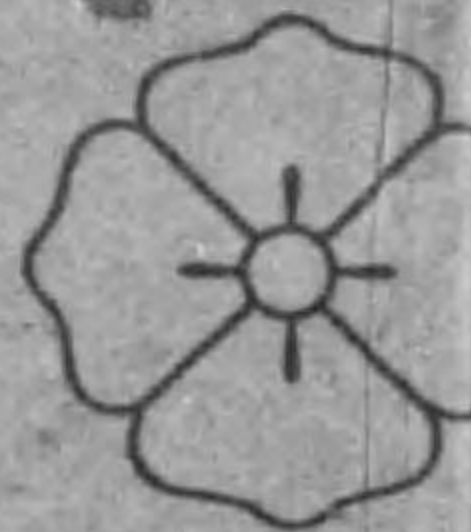
不許
複製

編輯者	東京市小石川區茗荷谷町一八番地 安倍季雄
發行所	東京市麴町區內幸町貳丁目一番地 仁壽生命保險株式會社
印刷者	東京市京橋區木挽町貳丁目三番地 兒玉琢爾
印刷所	東京市京橋區木挽町貳丁目三番地 京屋印刷所

1285-V7

936
74

88-57



終